

## 全員協議会次第

令和7年1月21日  
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)  
郡司事務局長

2. 挨拶  
内藤議長

### 3. 協議事項

- 1) 三芳町地域防災計画の改訂について
- 2) 社会教育課の移転について
- 3) 世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会韓国河東郡との交流事業について
- 4) 三芳町環境基本条例について
- 5) 共創のまちづくり条例について

### 4. 報告事項

- 1) 議会運営委員会

### 5. その他

6. 閉 会 (13:38)  
細谷副議長

令和7年1月21日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議 員	久 保 健 二	議 員	吉 村 美津子
議 員	光 下 重 之	議 員	小 松 伸 介
議 員	桃 園 典 子	議 員	池 上 義 典
議 員	牛 丸 藍 子	議 員	菊 地 浩 二
議 員	増 田 磨 美	議 員	本 名 洋
議 員	長 野 真寿美	議 員	林 善 美
議 員	細 田 三 恵		
議 長	内 藤 美佐子	副 議 長	細 谷 光 弘

欠席議員

な し

説明者

自治安心 課 長	鈴 木 義 勝	自治安心 課 副 長	大久保 淳
社会教育 課 長	小 平 幸 治	社会教育 課 主 幹	高 田 佑 介
観光産業 課 長	三 浦 康 晴	観光産業 課 主 幹	江 田 直 也
環境課長	平 野 健太郎	環 境 課 副 長	近 藤 英 征
政策推進 室 長	島 田 高 志	政 策 推 進 室 主 幹	滝 澤 司

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	郡 司 道 行	事 務 局 記 書	山 田 亜 矢 子
------	---------	-----------	-----------

---

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、内藤議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、皆さんおはようございます。今日は2025年になって初めての全員協議会ということで、皆様方にはご壮健で、お元気そうに集まっていたいただき、本当にありがとうございます。

年末年始、大変インフルエンザが猛威を振っておりましたけれども、まだまだ下火にはなっていないようでございます。いろんなところでインフルエンザかかりましたというような声も聞けますし、薬局なんかでも「薬をもらいに来たの」と聞いたら、「インフルなんです」なんて、マスクをして話すようにはしていただのですが、そんな状況でございます。昨日はとても暖かかったのですが、今日はまた寒いということで、まだまだ冬は続きます。2月になりますと、もう三芳特有の風が吹くようになるのかなというふうにも思いますけれども、あと3月定例会まで本当に1か月半ということで、もう本当にあつという間に日にちがたつなというを感じているところでございます。

今日は、全員協議会ということで、議題が5件ございます。どれも大変重要な案件でございますので、皆様方と協議を尽くし、よいものができるようにというふうにも思っておりますので、何とぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、今日は1日よろしくをお願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

---

◎三芳町地域防災計画の改訂について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願い申し上げます。

○議長（内藤美佐子君） それでは、今日は全員出席ということで全員協議会を始めてまいります。

協議事項が5点ございます。

まず、1点目の三芳町地域防災計画の改訂について、自治安心課課長、また副課長に来ていただいておりますので、まずは説明をしていただき、この件についてどういうふうに議会として関わっていくのかも、もし何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

課長。

○自治安心課長（鈴木義勝君） おはようございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

今年1発目ということで、三芳町地域防災計画の改訂についてご説明をさせていただきます。

まず、その順番といたしましては、概要説明をします。そして、資料を上げていますが、三芳町地域防災計画の構成比較表の説明をさせていただきます。その後、全部説明するというのはちょっと難しいボリュームですので、三芳町地域防災計画令和6年度改訂の要点といたしましてご説明差し上げるという形でよろし

くお願いいたします。

あと、事務のほうがなかなか進みが押してしまっていて、どうしてもまだまだその改訂、語句等につきましては修正の部分がありますので、それを整えてからその後、全員協議会の意見もいただいて、パブリックコメントのほうを行いたいと思っておりますので、その後の計画の予定については、また後ほど触れさせていただきます。

そうしましたら、最初に「三芳町地域防災計画」改訂の概要について、副課長の久保のほうから説明します。

○議長（内藤美佐子君） 副課長、お願いします。

○自治安心課副課長（久保 淳君） おはようございます。では、私のほうから概要説明のほうをさせていただきます。着座にて失礼します。

それでは、資料はモアノートに上げております1番、改訂の概要のほうを御覧いただければと思います。今回の改訂では、大きく3つの要点がございます。ページは2ページ目になりますでしょうか。上に「三芳町地域防災計画」改訂の要点（原則）と書かれているページになります。

1つ目として、「埼玉県地域防災計画」の構成に合わせた編集を今回行っております。これは、次のページで詳しくご説明いたしますが、現在の三芳町の地域防災計画は、県の構成とは異なった形になっておりますので、これを共通化することで、今後また再度改訂する際にも、効率的に実施できるようになります。

2つ目として、既存の予防対策と災害時の行動計画につきましては、基本的に崩さず改訂を行っております。

3つ目として、町の組織や体制、職員の職能、保有資源等に応じた実践可能な役割や行動を再考します。

では、具体的にどのように構成が変わっているのか、例を挙げてご説明したいと思います。

次のページを御覧ください。こちら文字が小さくて申し訳ないのですが、まず左側でございますのが、現在の町の地域防災計画の構成です。赤字の部分を見ていただければと思うのですが、上から例えばこちらは医療に関する内容なのですが、第8節に医療救護活動がありまして、その中に予防・事前対策、応急対策が記載されております。その下、第9節には、遺体の捜索、収容及び埋葬ということが書かれておりまして、その中に予防・事前対策と応急対策が記載されております。

そこから、また少し離れまして、下、一番下ですが、第20節に防疫・保健衛生という項目がありまして、その中に応急対策というふうにとまとめられております。

一方、右側の県の地域防災計画の構成ですと、これら関連する3つの業務が第6、医療救護等対策として、総合的に記載されてありまして、この中に予防・事前対策として、医療救護のことがあり、応急対策として、医療体制、遺体の取扱い、復旧対策として、防疫活動、遺体の埋・火葬のことが1つの単位としてまとめられています。

今回の改訂では、この県の構成のほうを大枠構成として改訂版の編集を行っております。

次のページを御覧ください。また、計画構成の改善としまして、現在の町の地域防災計画は本編と資料編の合冊になっておるのですが、かなり分厚くなっておりますので、これを分けて分冊にいたします。また、業務内容が箇条書きで列挙されて、スペースを取っている部分があるのですが、それを一覧表にまとめて、見やすさを改善いたします。そして、全体的に行と行のスペースが、間のスペースが大きいと

ころございますので、行間設定など、レイアウトの見直しなども行っております。

次のページを御覧ください。続いて、国の防災基本計画などへの対応についてですけれども、近年特定非常災害、これはその下の行に挙げましたとおり、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨、2019年の台風第19号、2020年の7月豪雨、2024年の能登半島地震を指しますけれども、こうした特定非常災害が頻発しておりまして、その災害教訓、これを生かすべく国の防災基本計画、県の地域防災計画が改正されております。これにより市町村の役割は増加しておりまして、これらの差分調整ですとか、あとは不足事項の追記、例えば2022年度の県の地域防災計画では、避難勧告・避難指示の一本化、個別避難計画作成の努力義務化、広域避難、これは縁故避難などですけれども、に係る事前の準備などが追加されておりますが、こうした事項について内容を判断し、今回の改訂で追記を行っております。

次のページを御覧ください。最後に、改訂の全体スケジュールにつきましてですけれども、6月から12月まで改訂の素案の作成を行ってまいりました。12月4日に防災会議を開催しまして、委員の皆様にご意見を伺っていただき、素案をお諮りいたしました。防災会議委員及び役場各課への意見照会は1月10日までに行いまして、いただいたご意見を基に修正、調整したものが本日モアノートに上げさせていただきました改訂（案）になります。議員の皆様からのご意見につきましては、お忙しいところ大変ボリュームがあって恐縮なのですけれども、2月21日までにご意見いただければなというふうには考えておるところでございます。

なお、パブリックコメントにつきましては、1月の下旬、来週ですけれども、から1か月ほど実施しまして、議員皆様からいただいたご意見、パブリックコメントでのご意見を基に、その後適宜修正、調整を行いまして、3月に2回目の防災会議を開催し、そこで改訂版の最終決定をいただくという全体の流れで今回の作業を進めております。

改訂の概要説明につきましては、以上になります。

それでは、続きまして、モアノートの2番、新旧対照比較、こちらを御覧いただけますでしょうか。併せてご説明いたします。先ほどお話ししたとおり、現在の町の地域防災計画の構成は、県のものとは異なった形になっておりますので、こちらを県のものを枠構成として今回編集を行っておりますので、現行の町の地域防災計画とは構成が変わってまいります。

では、具体的に今回の改訂で、これまでの内容はどこへ移動したのかということなどにつきまして一覧にまとめたものがこの表になります。まず、左側の列、薄緑色に色がかかっている部分がございまして、一番上に現行版と書きましたけれども、こちらが現在の町の地域防災計画の構成になります。右側の列、こちらは一番上に令和6年度改訂版と書きましたけれども、これが今回の改訂版の構成になります。こちらの表の見方なのですけれども、ちょっと細かい部分で恐縮なのですが、見方をご説明させていただきますと、例えば左側、現行版のほうの第1部、総則編の第1章、基本方針のところを御覧いただけますでしょうか。部・章・節と書いてあるところで、第1部総則編とその下の行にありまして、1行空白があって、その下の行に第1章、基本方針と書かれていると思うのですが、そこをそのまま目を左側の改訂版のほうに移していただきますと、今回の改訂版では、1編、総則編の1章1節の第1節、基本方針にありますよという表になっております。これは、移動しなかった例なのですけれども、そこから13行ほど下になるのですけれども、現行版のほうは左側を見ていただきまして、第7節、第7節の防災関係機関の処理すべき業務の大綱というもの

があるのですが、こちらを御覧いただけますでしょうか。こちらからまたそのまま右に目を移していただきますと、では改訂版ではどこにあるのかといいますと、第1編第1章の第1節第3項に第3、防災関係機関及び指定地方公共機関等の役割、こちらに移動していますよということになっております。このように、この比較表は、あくまで左側の現行版の構成を基準として見たときに、改訂版ではどこに行ったのかということを表しておりますので、中を本編を見ていただく際にご参照いただければと思います。

なお、改訂版のほうにあります薄いオレンジ色がかかった部分が何か所かあるのですけれども、こちらは県の地域防災計画の改訂や能登半島地震の災害教訓などを受けまして、今回新たに追加したものの、追記したものにしますので、ご承知おきいただければと思います。

構成比較表のほうの概要説明につきましては以上になります。

○議長（内藤美佐子君） すみません。課長、お願いします。

○自治安心課長（鈴木義勝君） ここまでで何かございますか、概要のところ。

○議長（内藤美佐子君） ここまででよろしいのですか。

皆さんのほうで何か今までのところでお伺いしたいこと、確認したいことございますか。

よろしいですか。全部聞いてからのほうがいいですか。

○自治安心課長（鈴木義勝君） 後ほど、では。

○議長（内藤美佐子君） 全部聞いてから。では、全部説明を聞いてから、もう一度もしかしたら戻るかもしれないけれども、課長、説明を続けてください。お願いします。

○自治安心課長（鈴木義勝君） はい。では、続きまして、三芳町地域防災計画、これ令和6年度改訂の主な改正点、ちょっと資料がないので大変申し訳ないのですが、口頭でお伝えしたいと思います。

まず、修正の背景といたしましては、町では31年3月、30年度なのでですね。町の地域防災計画を改訂したのですけれども、これ以降大分空いていますので、災害対策基本法の改正ですとか、国のほう。防災基本計画の修正ですとか、埼玉県地域防災計画、これらの修正が出されました。なので、内容が大きく変わったと言うよりも、随分改訂がいっぱいありますので、さま変わりした部分があるかと思っておりますので、今回ちょっと様子を県のほうにそろえたほうがいだろうという判断の下、見た目大分変わっているのですけれども、内容的には落としたものとかはなく、むしろちょっとスリム化したいと思っていたのですけれども、なかなかそういうわけにいかず、ちょっとこのボリュームになってしまいました。

また、令和6年には能登半島地震がありましたので、その教訓とか、また新型コロナウイルス感染症の拡大防止策なども踏まえる必要がありましたので、町の防災体制の充実を図ることを目的としまして、三芳町地域防災計画を改訂今回いたしました。

改訂方法には、先ほど来申し上げておりますが、県では26年3月19日の県地域防災計画改訂に当たり、総則編、震災対策編、風水害対策編、複合災害対策編、広域応援編、事故災害対策編の6編構成になっておるのですが、災害対策に関わる資料や協定を集約、修正した資料編から改正する大幅な見直しを行いました。本編は、従来の対策を基本とした編集から、自助・共助による防災力の向上など、概念的な単位で予防、応急、復旧というふうにとりまとめ、複数の対策が混在するカテゴリーの単位に分ける記載に変更しております。これ以降、5次に至る改訂までは当該編集方法は踏襲されていますので、今回町の地域防災計画の改訂に当たっては、県の構成に準ずる構成に変更し、今後県が地域防災計画の改訂を実施する際の効果的な改

訂を図りたいと思います。なお、町の地域防災計画として変更する必要のない事項については、従来どおりと記載しており、町の災害対策に関わる県の施策を新たに取り入れた形となっております。

続きまして、先ほど大久保のほうで説明したこの構成比較表、ここに新たな章として加わったちょっと説明あったのですけれども、ページに編みかけされているところ、ここが新規に設定した章だとか、節だとか、項だとかということになります。これは、前回全く書かれていなかったのかということ、そういうわけではなく、この構成を変えたことによって項出しが行われたものということになります。プラスアルファもありますので、それが6か所あります。順次見ていただきますと、災害に関する調査計画のうち、防災アセスメントに関する事項、これは総則編になります。

1編、総則編のところでは、②番といたしましては、次のページで首都直下型地震、これが法整備が行われております。これも総則編のほうに特出ししてあります。また、去年来から言っています、これ6ページになります。南海トラフ地震の関係、この辺もちょっと昨年来大分話題に上っておりますので、この辺のことも、これは震災対策編のほうになりますが、対応措置ですとか、本県、本町は南海トラフの影響というところがあるという震災想定はないのですけれども、それに伴う対応措置とか、住民、企業への働きかけなどが記載されております。

4番目といたしまして、その2ページ後に、これも竜巻・突風対策として特出ししてあります。去年来、ゲリラ豪雨というか、集中豪雨というか、線状降水帯によるダウンバースト現象みたいなものも県内でも多々起こっておりますので、その辺のものが風雪水害編のほうに書いてございます。

それと、最後はその次のページで、農林水産災害対策計画、これは事故災害対策編のほうに新たに書いてございます。

以上が構成変更に伴って追加した項出しのものとなっております。

続きまして、内容的な主な変更内容をご説明させていただきます。まず、災害対策基本法への改正の主な対応といたしまして、避難情報の見直し、これは第2編の第2章第8節のほうに主に書いてあるのですが、内容といたしましては、避難勧告と、これは気象庁のほうが発表する避難勧告と今まであったのですけれども、避難勧告と避難指示の一本化がされましたので、避難行動の分類等につきまして、避難情報の発令に係る運用変更に関する修正を行っております。

次に、個別避難計画の作成といたしまして、これも第2編の第2章第9節なのですが、災害時の避難行動に特別な支援を要する災害時要援護者の避難支援に当たりまして、災害時要援護者と避難先及び避難支援者等の関係を明確にする個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことを受けまして、前回のところにも少し書いてありましたが、今回はさらに関係機関との連携による当該計画の作成、災害時要支援者が居住する地区において個別避難計画の作成と実施環境の整備に努める記載をさせていただいております。

次に、広域避難の協議、これも第2編第5章第2節のほうに書いてありますが、大規模災害におきまして町、県を越えた避難行動であります広域避難を実施するために、自治体間の協議に関する手続の記載をさせていただいております。

続きまして、災害時の要援護者や女性に配慮した避難所運営、これも第2編第2章第8節のところなのですが、令和6年の能登半島地震でも改めて課題とされております災害時の要援護者、女性に配慮した避難所の設備や備品、これらについて速やかに調達できる体制の整備に努めることを記載しました。

次に、国のほうの防災基本計画修正への対応といたしまして、最初に物資調達・輸送調整等支援システムの活用、これも第2編の地震編のほうです。2章4節のほうに物資調達・輸送調整等支援システムというのが入っていますが、それを活用した物資拠点の管理者の連絡先や開設手順手続、関係者間で共有するなど災害発生時の対策を記載しております。

続きまして、2番目といたしましては、新型コロナウイルス感染症、これも地震編のほうです。避難所における感染症対策についてパーティションの備蓄促進、避難生活環境の確保に関する記載をしております。

続きまして、埼玉県地域防災計画修正、県の防災計画の修正への対応もしておりますので、ご説明します。行政機能の確保の報告、これも地震編のほう、2章4節、応援職員派遣等の必要な支援を受けることになっておりますので、県の。町内で震度6弱以上の地震を観測した場合、行政機能の確保を把握した上、埼玉県に報告することを改めて記載しております。そして、適切な行動、避難行動に関する普及・啓発のほうは、第3編のほうに、第3編は風雪水害対策編になるのですが、町民個々の風水害危険時の避難行動を可視化するマイ・タイムライン作成に関する普及・啓発、適切な避難を行うための住民行動を記載しております。その他の修正対応といたしましては、政策推進室のほうで進めております、改訂をしております業務継続計画の改訂に関しての記載、これを第1編、総則のほうにに記載させていただいております。

それと、医療救護活動体制の充実ということで、これは地震編のほうに、災害時の迅速な医療救護活動を拡充するため、一般社団法人東入間医師会との新たな協定及び実施細目を記載しております。

それと、記憶に新しい能登半島地震の災害教訓との関連に関しましては、まず地域拠点としての避難所、要配慮者の避難生活支援と生活再建支援、これが地震編のほうに第2章第8節に記載しておりますが、内容といたしましては、避難生活における食事等への配慮、専門的な支援や施設環境が整う福祉避難所への移送などを記載するほか、個々の避難者における多職多種連携によるアウトリーチ、直接的な働きかけを重視する災害ケースマネジメントを新たに記載しております。

そして、受援体制の重要性といたしまして、やはり地震編のほうにDMAT、災害派遣医療チームのほか、DWA T、災害派遣福祉チームのほうの記載を復興支援団体の積極的な受入れをするために、県による福祉的な支援を記載しております。

そして、もう一つ、避難所避難者対応といたしまして、避難者の健康状態の悪化や避難生活の原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所の外、車中泊とか、軒先避難に対する避難生活の確保に努めることを記載しております。

以上が今回改訂の要点、主な改訂点ということになります。

あと、これまでの改訂作業と留意事項といたしまして、先ほど概要のほうでも説明しましたが、防災会議の委員のほうに各種専門部署の国とか県とか、あとインフラ関係の会社の方に防災会議の委員になってもらって、意見照会をさせていただいております。意見が戻ってきている状態で、今調整しているところでございますが、令和7年1月上旬を回答期限といたしまして、防災会議を構成する各団体、埼玉県の団体ですとか、国の団体、会社等、インフラの会社、防災用語の修正や組織の変更、即時に修正すべき事項については修正しております。回答結果には、意見や提言も含まれ、町としての判断を要する事項や関係課や関係機関との調整を要する事項については、まだ調整中となっております。

そして、最後に、県地域防災計画との関連性といたしましては、町の災害対策に直結する県の対策につい

て、県地域防災計画から引用しておりますが、県の計画による行動主体の表現である県民とか市町村という表現がちょっとまだ残っています。大変申し訳ないのですが、引用元との対応を確認すること及び行動主体の表現を変更することによって、ニュアンスの問題をチェックしながら、防災会議の委員さんたちとの意見を反映する関係から、まだまだ残っている調整中のところもありますので、そこはちょっと市町村だったら町とか、町民とかというように読み替えていただければと思います。

また、編集が異なる町と県との地域防災計画を総合的に編集する過程で、見出しや箇条書きの部分の記載を統一してはいますが、県地域防災計画からの引用部分、これに関しましては、防災会議委員からの指摘や意見を踏まえた修正を行っています。また、本編とリンクしている資料編の一部、防災備蓄品等につきましては、更新や見直しの時期に当たる項目も含まれている修正中との表示をしている資料があります。特に資料編については、ちょっと本編との関わりが非常に強いので、最終的に直したいと思いますので、今ちょっとまだ資料編については特に修正中です。現段階のものでお出ししてありますので、1度資料編については差し替えさせていただきたいと思いますので、その点をご了承いただきたいと思います。そこについては、また議会事務局を通しまして、議員さんの皆様にはご案内させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、少しボリュームがあり過ぎて、事務局のほうも鋭意更新を行っているところでありますが、少し事務が押しているところもありますが、大変申し訳ないのですが、ご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

説明といたしましては、以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

資料編のほうはまだ修正中ということなのですが、総則から事故災害対策編のところまでは、これは出来上がっているものということでよろしいのでしょうか。

○自治安心課長（鈴木義勝君） はい、結構です。

○議長（内藤美佐子君） では、今、説明を皆さんいただきましたので、資料編はまだ修正の余地があるということなのですが、意見はこの後まとめてまた議会で出すのか、いろいろその辺については後で協議をさせていただきますけれども、今、聞き逃したところを確認しておきたいことがあれば、ここで聞いていただければと思います。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） ご説明ありがとうございました。

今、課長がご説明くださいました主な新たにつけ加えたのは、このような内容ですよというところがすごく大事なポイントだなと思いながらお伺いしたのですが、それが本日の資料には載っていないのですが、今お話しいただいたそのたくさんの項目、新たに加わったたくさんの項目を示していただくことは可能でしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 鈴木課長。

○自治安心課長（鈴木義勝君） すみません。本当に申し訳ないのですが、実際資料が間に合わなくて、口頭になってしまったのですが、今日の朝までちょっとやっつけて、朝やっつできたものですので、これをちょっと整理してお渡しできるようにしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかに確認しておきたいことがあれば。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ありがとうございました。

資料編のほうは差し替えるということなのですけれども、意見の提出期限は2月21日ということで、お尻のほうは示されたのですけれども、資料編のほうは大体どれぐらいになるのでしょうか、差し替えのほうは。

○議長（内藤美佐子君） 鈴木課長、お願いします。

○自治安心課長（鈴木義勝君） そうですね。本当に申し訳ないのですけれども、パブリックコメントが1月下旬ということでスケジュールのほうでお話ししましたので、これにどうしても間に合わせますので、ここまでには差し替えさせていただき、ご案内させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。ただ、全然違っているという状態ではないので、まだ調整が、さっき言いました市町村だとかと書いてあったり、県の立場で書いてある、引用していますから。前にあった資料と今回新たに加えなければいけない資料を合算してまいりますので、その調整がありますので、本編のほうにも資料編の何とか、何番とかと書いてありますので、そこのところは見れるようになっていきますので、ご承知いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

では、月末までにということで、よろしくお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございます。

ちょっと外れてしまったらごめんなさい。2点ほどちょっとお聞きするのですけれども、この防災計画を立てて、それで町の職員として、この防災計画どおりにやれるのかどうか、その辺はどういうふうに捉えているか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○自治安心課長（鈴木義勝君） 当然計画どおりにやれるのが一番いいのですけれども、なかなかそれはハードルは高いものだとは思っています。なのですけれども、この防災計画、地域防災計画を改訂して、いろいろマニュアルも課内ではつくっています。避難所のマニュアルですとか、初期行動マニュアルですとか、あとは避難所の運営マニュアルとかということで、順次これを改訂しながら、そういったマニュアルについても改訂していきながら、それとあと三芳町の場合は地域連携避難訓練をやっていきますので、そこでその各避難所の運営についても話し合いながら、新たな地域防災計画、これを実行できるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 本当に能登半島にしろ、東日本大震災にしろ、もういろんなことで本当大変で、確かに職員体制でやるのでしょうかけれども、実際は担当課がかなり責任を持っていくのかなと思うので、その辺もやっぱり職員という人数的なものもしっかり確保しておかないと大変かなと思います。

それから、ちょっと私のほうで分かっていなくてはいけないことなのですけれども、赤ちゃんの乳児に提

供するミルクがありますけれども、あれは私は有害物質的なことを考えると、ガラスの哺乳瓶がいいと思っているのですけれども、町はどんなものを使っているのか、もし教えてもらえたら。

○議長（内藤美佐子君） 計画とはちょっと違うのですが、お答えになれますでしょうか。

鈴木課長。

○自治安心課長（鈴木義勝君） では、今お答えできる範囲内でちょっとなのですが、当然その備蓄はさせていただいています。ただ、やっぱりガラスのものと、なかなかかきが出るというか、重たかったりですとか、入替えのときというのがあるので、哺乳瓶自体はプラスチックだったと思います。ですが、乳首とかというものについては、いろいろ乳幼児の成長に合わせたものを備蓄するように努めていますので、その辺もこれから考えていきたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかに確認しておきたいことありますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今、課長に説明いただいた中で、資料00303の総則編の目次なのなのですが、事業継続計画で政策のほうでまとめているというところで、目次の2ページ目の一番上、これがほかとは違ってリンクされていないのです。内容ではなくて、目次のほうで、目次をタップするとリンクで飛ばうと思うのですが、これだけされていないのです。聞きながら飛ばうと思ったら飛べないのです。下とかは行くと思うのですが、でも……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（菊地浩二君） これリンクされていないです。ほかにももしかしたらあるのかもしれないのですが、こういったまだ調整が必要だということをご認識いただければと思うのですが、

○議長（内藤美佐子君） では、鈴木課長、お願いします。

○自治安心課長（鈴木義勝君） ご指摘ありがとうございます。

そういったところも含めまして、全部ご意見をいただきながら直していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちょっとどよめいていますけれども、大丈夫ですか。

それと、別の課で12月定例会で子どもの権利条例というのが上程されたのですが、そのときにもパブリックコメントと議会からの意見というのがあって、パブリックコメントは全部公表されているのですが、議会からの意見というのが全然公表されていなかったのですね。それについてどうなのでしょうかと云ったら、検討しますというお話だったので、今回はどのように考えていますか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○自治安心課長（鈴木義勝君） この防災会議ということをお話したかと思うのですが、防災会議で決めるという形になっていきますので、もちろんそこにはいろんなご意見をいただいたところで、合わせて全体、そのパブリックコメントとか、議員さんの意見とかという分けてではなく、防災会議の意見が一番

なのでしょうけれども、合わせて公表という形になろうかというふうに考えています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

合わせて公表というのは、議会からはこういう意見があって、こういうふうに変える、こういうふうには変えないというのが公表されるということでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○自治安心課長（鈴木義勝君） そうですね。今、現段階でちょっと断言はできないのですけれども、大変申し訳ないのですけれども、どういう意見が出てきて、それに対して例えばその防災会議の中での意見と同じもので相対するものが出てきた場合とかという調整は必要になると思うのです。そのときにどういう調整を取るかというところがちょっとまだ見えていないので、断言できていないのですけれども、それはその多分防災会議のほうが優先するのかなという意味で、公表についてはどこから出た意見なので変えます、変えませんかと言うよりも、全体でどういう意見、どういう意見があったので、こういうふうになりましたという公表になるのかなと今の段階では思っています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

防災会議の中での公表とかではなくて、全住民に対してなのですけれども、こういう過程でこの計画ができましたというところでやっていただくと、例えば議会からの意見は聞きましたという何かアリバイづくり的な使われ方するのはどうかなと思うので、それはどうなのかな。であれば、そういうのを考えていなければ、パブリックコメントはパブリックコメントとして、もうルールができていますので、もうそちらで全部やったほうがいいのかと思うのですけれども、今、どういうふうに取り扱うか決めていないのであれば、まず議会の意見を聞いてというのはおかしいのではないかと思うのです。こういうことでこういうふうにするので、議会から意見を聞きたいというのだったら分かるのですけれども、アリバイづくりはやめていただきたいのですが。

○議長（内藤美佐子君） 鈴木課長、お願いします。

○自治安心課長（鈴木義勝君） ご意見ありがとうございます。

議員さんのご意見、今のご意見を踏まえて公表を考えていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

よろしいですか。確認しておきたいこと、大丈夫ですか、副議長。

○副議長（細谷光弘君） はい。

○議長（内藤美佐子君） では、もうないようですので、この件についてはパブリックコメント前に、議会からの意見がいただきたいということでございますので、その件についてはこの後、議員の中でどういうふうにとまとめるかというところを確認したいと思います。

では、これで自治安心課による三芳町地域防災計画の改訂についての説明、協議は終わらせていただきます。

以上です。

暫時休憩します。

(午前10時14分)

---

○議長（内藤美佐子君） 再開いたします。

(午前10時15分)

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、今の三芳町地域防災計画の改訂についてでございますが、担当課から議会の意見をいただきたいという旨のお話がありました。それで、意見提出期限が2月21日までということで、その意見に対する回答がどうなるかというところは、今、菊地議員が質問をされておりましたけれども、その件についてははっきりした明言はございませんでしたけれども、意見をいただきたいということでございますので、これをどのようにまとめていくか、協議したいと思います。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

私は、パブリックコメントがあるわけで、私たち議員も一人の住民ですから、やっぱり個々に私はパブリックコメントに出せばいいと思っているので、議会でまとめなくても、私は個人でやってもらいたいと思っていますし、私もできれば、先ほど菊地議員が言われましたように、子どもの権利条例のところでは、議会のところは全く出ませんでしたので、やっぱり返答というのがあるわけですから、この質問に対してどういうふうに町が回答するというパブリックコメントは全くそういうふうになっていますので、回答が出ていますので、やっぱり私はもう個々でやったほうが良いと思います、一人の住民として。

○議長（内藤美佐子君） ほかに意見はございますか。

今までは議会で意見をまとめて提出をするという形を取っておりましたので、それに対する回答があれば、回答というか、公表があれば今までと同じような形でいいのかなというふうには思うのですが、今、吉村議員からはそれは取り払って、議会からではなく、各個々でパブリックコメントに応募というのですか、したらどうかという意見がありました。

何かほかに意見ございますか。

では、菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

もし議会として意見を出すのであれば、ある程度フォーマットを決めないと、これだと全然訳の分からない質問ばかり、まとまらない質問が出そうな気がするのです。その提出の仕方というのもちょっと難しいかなと思うので、ここら辺をもしやるのであれば、ちゃんと詰めたほうが良いと思うし、今の段階で言うと、そもそも今、全協で説明できる状態でもなかったような、本来もう少しまとまってから議会に説明があつてよかったのかと思うと、今の段階で意見を求められても、ちょっと難しいのかなというところがありますので、もしやるのであればちゃんとした基準というか、フォーマットづくりをしたほうが良いと思います。

○議長（内藤美佐子君） 今の説明の中では、総則編から事故災害対策編までのこの本文はこのままこれが利用されるわけですが、資料編のほうがまとまっていないというお話でございました。資料編がまとまった

時点で意見は言えるかなというふうに思うのですけれども、ではどういうふうにまとめていくか。これまでは議会で1本にまとめるということはなかなかしてこなかったのですが、会派でまとめて会派ごとに出すというふうにはしておいたのですけれども、それでいいのでしょうか。

吉村議員からは、それはなくして、個人的にとおっしゃっておりますけれども、私たちは議会ですので、もしきちっとしたフォーマット、それから公表の方法等が確認できれば、議会は議会で出したほうがいいのかというの、これは個人的な私の意見なのですけれども、皆様方はどのようにされたいか。まずは資料編が出るのが月末ということでございますので、その後、21日までに各会派で出すという形にするかどうか。どうしますか。今までと同じように進めるか。その中で子どもの基本条例等で問題となったその議員の意見の公表等については、どういうふうにまとめるのかというのは、各課によるのか、それとももうきちっと町長のほうに出していただきたいと申し入れするのかどうか。

意見はいただきたいということですので、では21日までに相手方ということであれば、もう一本化はしませんので、各会派ごとに今までと同じように提出をしていただくという形を取りますか。そのほうがいいですかね。その後の菊地議員が言っている回答についての公表というところはちょっと分けて考えておかないと、意見もまとまらないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

先ほど菊地議員のほうからはフォーマットというお話があったのですけれども、この出し方の部分と書き方の部分というところをちょっと確認をしていただければありがたいです。

○議長（内藤美佐子君） 今、桃園議員から菊地議員がおっしゃったフォーマットはどんな形なのかということですか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そもそもこれいただいたの昨日の夕方ではないですか。あまりちゃんと読み込んでもないので、これで意見というと、では一つ一つについて全部意見があれば出していく方法がいいのか、個別具体的なところまで話を聞いていいのかどうかというの、また今あったみたいに、備蓄品ではどうなのかとか、そういうことになってくると、もうとんでもないぐらいのボリュームにもなるしと思うので、どういうところで、例えば章なら章だけに限定して、章でどうこうとか、そのもう節、細則のほうまで行って、全部出してなのかということを見ると、そういうのをまとめないと、議会の中での温度差というか、違いが明確に出てしまうと、それは議会の意見としてはどうなのかなと思うところです。

あともう一つは、議決議案では、意見ではないので、そこら辺をどう議会としての取扱いをするのか。個人的な一般質問等でするのもいいですし、今みたいにパブリックコメントでするのもいいですしという選択肢はあると思うのですけれども。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか、桃園議員。

確かに議案ではないので、ただ意見を求めてこられましたので、今までのやり方であれば、各会派ごとにということなのでも、膨大な資料がありますので、例えば総則編から事故災害対策編まであります。例えば総則編の何章何節についての意見みたいな、そういうふうな書き方にするのかどうか。細かく例えば

先ほどの哺乳瓶がどうのこうのというのではなくて、計画のところに載っている、この計画についてのご意見等があればまとめていただく。まとめ方としては、1から5までの編について、例えば1編の総則編についても第1章から第4章までございますので、この第1章第1節の第1、目的のこの文言についてはどうだというような、そういう書き方になるのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。そんな書き方、フォーマットというか、書き方としては、とんでもないところに飛んでいくのではなくて、この計画についての意見ということであれば、そういう書き方で書いていくのかなというふうには思っておりますが、どうでしょうか。皆さんのご意見はいかがですか。そういうふうなまとめ方をしていけば、書けない、書けないというか、意見をまとめる、会派ごとであればまとめることはできるかなというふうに思いますが、どうでしょう。そのように進めてよろしいですか。意見がまとまらなないと、なかなか私も進行ができないのですけれども、よろしいですか。

一応では意見のまとめ方、菊地議員からフォーマットに従ってということのご意見がございました。資料編については、各編についても資料がついているわけですので、大事なところは計画のところだと思うのです。だから、計画について第1編の第1章の第1節の第2、第3の計画の位置づけというところについてのこの文言の立てつけのところに、ちょっとこころ辺が怪しいのではないかとか、こういう書き方のほうがいいのではないか。この文章の書き方より中身は計画だとは思っているのですけれども、その辺についてのご意見があればまとめていくという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） そうしたら2月21日提出ですので、できればその前日ぐらいまでに事務局に文章で、データで渡していただくと大変ありがたく思います。よろしく願いいたします。そのように進めていきます。

副議長、何でしょうか。

○副議長（細谷光弘君） すみません。細谷です。

この関連というわけではないのですが、去年議会サミットのほうに行って、それで東日本大震災等の担当の災害の方々の経験みたいなのをいろいろやられた中で、BCPというか、災害対策マニュアル、議会のほうの災害対策マニュアルがあるのかというのはちょっと分からないのですけれども、こちらのほうで災害対策支援本部設置要綱というのは平成25年にできているという話なのですけれども、具体的に議会として災害が起こった場合にどういったことをやっていくのかというのを何かあまりお話では、災害起きたときに皆さんがいろんなことを町のほうに言ってしまうと、すごい混乱してしまうので、一元化してやって……

○議長（内藤美佐子君） すみません。災害対策本部は町がつくるもので、支援本部が町はそれのガイドライン持っています。一応集約して、議員の意見は各自が町に伝えるのではなくて、議長に集約をさせていただいて、事務局に集約して、それで一括して渡すという形にもなっています。

はい。

○副議長（細谷光弘君） いや、それは分かっているのですけれども、そうではなくて、その……

○議長（内藤美佐子君） この計画の中でのことではないですよ。

○副議長（細谷光弘君） ないのです。意見として……

○議長（内藤美佐子君） その件については、では議会について……

○副議長（細谷光弘君） そういうのはどうなのかなという話をしただけです。すみません。申し訳ない。  
○議長（内藤美佐子君） その件については、この場にちょっとそぐわないので、ちょっと議長と副議長でその話は後ほどさせていただきます。

では、この防災計画についての意見の集約というのは、そのように進めていきますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

局長。

○事務局長（郡司道行君） それでは、21日締切りというお話がありましたので、議長からもお話あったのですが、一応では前日の5時までに事務局のほうに会派でまとめてという形でしてよろしいですね。

○議長（内藤美佐子君） はい。吉村議員は個人で出します。

○事務局長（郡司道行君） ということで、では前日の5時までに提出ということでよろしくお願ひします。

○議長（内藤美佐子君） 暫時休憩します。

（午前10時28分）

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開をいたします。

（午前10時35分）

---

#### ◎社会教育課の移転について

○議長（内藤美佐子君） 協議事項2点目、社会教育課の移転について、社会教育課より小平課長と高田主幹が来ていただいておりますので、まずは説明をお願いいたします。

課長。

○社会教育課長（小平幸治君） こんにちは。社会教育課、小平です。

社会教育課の移転についてご説明をさせていただきたいと思ひます。まず、これまでの経緯についてですが、平成31年に旧生涯学習課の際に、スポーツ、芸術・文化の事務の所掌を市長部局に移管するに当たりまして、社会教育課を新設して、社会教育施設である公民館の中に入って、そういった連携協調のために、藤久保公民館内に事務所を設置した経緯がございます。

移転についてですが、公民館の移転によって事業運営による利便性、特に会場の使用ですとか、現場の職員との連携等利便性が向上した面もございました。また、公民館内で活動する団体との連携で、多文化共生事業について実施すること等ができました。

今回、移転についてですが、社会教育課の所管する事業というのが、他課と関連する事柄も多く、もちろん移転後も他課と連携した事業の運営は進めてまいりました。今、町で現在、三芳町子どもの権利に関する条例の制定やC F C I実践自治体の正式承認に向けた事業の推進など、子ども政策、子ども事業の推進を加速させているところでありまして、子どもの事業関連課、またあと多文化共生の関係でもありますけれども、そういった関連課との連携強化が現在社会教育課には求められています。その中で、子どもの事業が多くなっています。青少年健全育成ですとか、子どもの体験活動、あと家庭教育等、子どもに関連する事業を担当する社会教育課が庁舎内に移転をしまして、事業推進に関する関連他課との連携、そういったものを強化して今後事業を推進していくために、今回移転をするものであります。

移転スケジュールとしましては、1月、教育委員会ですとか、こちらで所管しています社会教育委員の会議への報告、あと教育施設関連、校長会等の報告、あと公民館運営審議会の報告、あと広報、ホームページ等で町内外、社会教育機関とか、そういったところへの周知等を行いまして、あと公民館運営審議会さんのほうとかご報告をさせていただきまして、3月中に社会教育課移転して、4月1日よりこちらの教育委員会の5階のフロアに入りまして、業務を進めていきたいということであります。

説明に関しては以上になります。

○議長（内藤美佐子君） この件については、皆さんから議員の意見を聞いていただけるのでしょうか、課長。これ意見を求めているということですのでよろしいのですか。

○社会教育課長（小平幸治君） 説明を。

○議長（内藤美佐子君） 説明だけ。一応今、説明がございまして、この社会教育課が庁舎のほうに移転を考えているということで、その説明がございましたが、何か確認しておきたいこと等ございましたら、意見がありましたらお伺いしたいと思います。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ご説明ありがとうございました。

連携がスムーズになるのかなというふうには伺っていたのですが、当然お考えだとは思いますが、教育センターが設置になっている中で、この物理的な部分なのですが、その辺はどこに、どんなふう配置というか、その辺は検討されていらっしゃる状況、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 小平課長、お願いします。

○社会教育課長（小平幸治君） お答えいたします。

現在、5階のフロアの課と協議をしていますけれども、まず教育総務と学校教育の間もあまり空けたくないかなと、いろいろ声かけをして業務をしているところもあるということ、あと教育センターの事務所スペースと、その今、相談スペースがあるのでありますが、ここの間も空いてしまうのもうまいことなので、今のところ教育センターが今、このフロアの下で言うと、こちら側に寄って、学校教育と教育センターの間に社会教育課が収まるという形でちょっと考えています。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかに。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。ご説明ありがとうございました。

今まで公民館のほうに事務所を置かれていたということで、公民館事業が大変充実されてきたかと思うのですが、役場に、庁舎のほうに移るということで、公民館とのその連携が薄くならないか、特に高齢者の対象の事業などというのがノウハウなど継承されているのかというところが気になるかなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 小平課長、お願いします。

○社会教育課長（小平幸治君） これまでも、そして移転後もなのですが、藤久保公民館はもちろん、図書館、あとほかの中央公民館、竹間沢公民館、こちらに関しても私、折を見て館に寄らせていただいたり、あと日報等のやり取り等もそうですけれども、事業に関して職員から、また利用者から意見があれば、その

都度お伝えして、なるべく話し合いを細かに持ってまいりました。今回、移転によって、ご心配のとおり多少距離が生じますけれども、そここのところは逆にこちらのほうから出向いて、また現在L o G oチャットとか、様々なツールもご用意されていますので、そういったものを活用して、現場の声をなるべく聞く。そういう連携が薄くならないようにというのは心がけていきたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

光下議員。

○議員（光下重之君） どうも説明ご苦労さまです。

説明の移転についてのところに、C F C I実践自治体正式承認に向けた事業の推進などという言葉で表されているのですが、これはそのために町長部局、町長との密接な関わりを持って、庁内にあったほうがやりやすいということで、これが当面の主な目的になっているのかなと勝手にちょっと考えるのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○社会教育課長（小平幸治君） お答えします。

現在、例えば条例の制定ですとか、そういったこと、あとC F C Iの関係なんかで、こども支援課長とも密接に連携を取って進めていく中で、今後こういったものが進む中で、その子供の体験活動等で我々主に今まで協力してきています。こういったものに関して内容が充実する、またうちの今まであったものでまた何か連携が新たに生めるものがないとか、そういうことをいろいろこども支援課長とお話をさせていただいている中で、ここにはこういうふうに出向させていただいていますけれども、特にその町部局だけと連携を強化するというわけではなく、これから放課後子ども教室とかもスタートさせていく中で、学校教育課ともちょっと密接な連携が必要になってくるかなというところもございませう。そういった様々なものを勘案して、特に子ども事業が社会教育担当が多いものですから、ここではこういうふうにかかせていただいておりますけれども、そのC F F C Iだけに限ったことではなく、放課後子ども教室とか、従来行っている学校さんとの関連した事業についても連携とか、協調が図ればということも含めての移転と考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 光下議員。

○議員（光下重之君） すみません。再質問で恐縮ですが、そうするとC F C I実践自治体へ向けて、メインとなる課というのはこども支援課、それとも社会教育課、どちらなのですか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○社会教育課長（小平幸治君） C F C Iの事業に関しては、社会教育課で行っている子どもの事業とかでも連携を持って、関連を持って実施できればということも考えてのこと、あくまでC F C Iの事業、中心になって進めているのは、もちろんこども支援課でございます。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかに。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

社会教育課の移転に伴う費用というのは、どのように考えられているか、お伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 現在のところ、社会教育課にある備品を運ぶのに関しても、なるべく費用を抑えることも含めて、我々職員、あと教育委員会の職員等に協力いただいて、今ある資材で運搬等を行っていく予定でございます。もう役場のほうに移転してきたことに関しては、電話ですとか、そのネットの回線なんかはもう既にあるものがありますので、今のところ費用負担というのは大きく社会教育課のほうでは今後補正予算とかを組んでということは今のところないと考えています。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ご説明ありがとうございました。

公民館から庁舎のほうに移るということで、その今の社会教育課の空きスペース、先ほど公民館との連携が薄れないかという意見もありましたけれども、その後の社会教育課が抜けた後、そのまま空きスペースになってしまうのか、公民館のほうの強化する何かを考えているのか、その後の空いたスペース、もう単純に公民館の事務所に全部使いますよという話なのか、その予定をお聞きしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 小平課長、お願いします。

○社会教育課長（小平幸治君） まだ具体的に公民館長とちょっと話はさせていただいてはいないところが実情であります。ただ、うちの課が入ったことで、ミーティングテーブルとかが非常に狭い状態であったりはしましたので、職員間のミーティングのスペース等にはまず活用が考えられるかなとも思います。

あと、今、住民とのその交流だとか、触れ合いなんかはロビーで行っていて、基本的には職員さんはセキュリティのことも考えて、今、住民とのそういう談話とかに関しては、ロビー等を使っていますけれども、今後そこは公民館が考えることではありますけれども、そういったスペースに使えなくもないのかな。ただ、セキュリティが必要なものがいろいろ増えてきていますので、パソコンですとか、ちょっと難しい面もありますが、何かしらのスペースで活用できることはちょっと考えられると思いますが、今、具体的にはちょっと決まっておられません。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。ありがとうございます。

今回、移転の話のご説明なのですが、担当課はとて多岐にわたって連携の強化をされているのですけれども、C F C Iの自治体のほうにも事業として参画するというので、お仕事がまたさらに増えるということなのですが、移転ばかりではなくて、その人事のことは人事だと思っておりますけれども、仕事量としても大変なことになるのではないかなと思っているのですけれども、そこら辺は課長としてどうふうに思われているか、お伺いしたいなと思っています。

○議長（内藤美佐子君） 小平課長。

○社会教育課長（小平幸治君） 人員に関しましては、人事担当課とのヒアリング等でやはり業務量が増え

ていることに関しては、提案申し上げて協議を進めているところでもあります。あと、社会教育の仕事を推進していく上でも、社会教育主事等の資格の取得なんかも予算を計上させていただいて、職員の資質向上等にも努めさせていただいております。物量的な問題に関しては、まだ職員が増えていないとか、そういう課題はありますけれども、そういうことはこれからも人事担当課と引き続き協議を進めていきたいと考えています。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかに大丈夫でしょうか。

では、桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。度々すみません。

1点だけ最後確認させていただきたいのですが、これ今後の移転スケジュール、1月、2月、3月と段階を経ていくのですが、校長会での報告が2月とかということにもなっています。公表してはいけない内容というようなことで意識したほうがよろしいですか。これから段階を経ていくので、今、ご説明いただいて、こうなるのですねってみたいなのは言葉にしないほうがいいかどうか、ちょっと確認をさせてください。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○社会教育課長（小平幸治君） まだ全ての担当課と詳細が、最終的に移転スケジュール、何日にどうというお話、ちょっとまだ具体的に協議が詰め切れていないところでもありますので、そのようにしていただけるといいかなとは思っております。

○議長（内藤美佐子君） 3月に広報、ホームページ、掲示板等による町内外への周知とありますので、このときには議員も話はできるということですのでよろしいでしょうか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、社会教育課による社会教育課の移転について、協議事項2）はここで閉じさせていただきます。お疲れさまでした。終了します。

暫時休憩します。

（午前10時50分）

---

○議長（内藤美佐子君） 再開いたします。

（午前10時52分）

---

◎世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会韓国河東郡との交流事業  
について

○議長（内藤美佐子君） 協議事項3つ目、3）です。世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会韓国河東郡との交流事業についてということで、観光産業課、三浦課長、また江田主幹に来ていただいております。

まずは説明をお願いいたします。

では、三浦課長、お願いします。

○観光産業課長（三浦康晴君） おはようございます。改めまして、本日は全員協議会という形で、落ち葉堆肥農法推進協議会の事業のご説明をさせていただきます。着座にてよろしく願いいたします。

それでは、モアノートの資料のほうを共有させていただきましたので、そちらのほうに伴いましてご説明のほうをさせていただきます。

こちらのほうは、世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会の事業といたしまして、韓国河東郡との交流事業の関係がございましたので、皆様方にご説明させていただくものでございます。

まず初めに、河東郡の基本情報についてご説明させていただきます。こちらは、韓国河東郡につきましては、慶尚南道の最西端、韓国の南側のほうに位置をしております、蟾津江という川を境にありまして、面積といたしましては、約675.57平方キロメートル、人口といたしましては4万1,606人、特産品はお茶、シジミ、干し柿という形で、まず特筆すべきところといたしましては、こちらの世界農業遺産につきましては、2つの認定を受けているというところがございます。

その認定されている地域のまず1つ目といたしましては、こちらに記載しておりますとおり、河東地方の伝統的なお茶栽培という形で、こちらが2017年の11月に世界農業遺産の認定を受けているところでございます。特徴といたしましては、無農薬栽培等で1,000年以上の歴史を持つお茶の伝統的栽培が世界農業遺産のほうに認定されたという形になっておりまして、河東郡のほうといたしましては、こちらのほうも特産品といたしまして、国内外問わず、輸出等も含めPRをしているというような地域となっております。

続きまして、今回こちらの蟾津江のシジミ漁ソントゥル漁法というのが武蔵野地域と同時期の2023年に認定された同期地域という形になっております。こちらは、蟾津江と言われる韓国南部を流れる川、こちらが淡水と海水が混ざり合う汽水域となっております、そのシジミ漁が昔ながらの伝統的漁法によって維持保全されているというような形のシステムが世界農業遺産に認定されている地域となっております。簡単に韓国の河東郡のご説明という形になっております。

続きまして、今回この事業を実施するに当たった経緯についてご説明させていただきます。まず初めに、きっかけというか、関わりを伴った経緯といたしましては、令和元年に韓国河東郡で開催されました第6回東アジア農業遺産学会に出席した際に、こういった蟾津江のシジミ漁などを視察という形で関わったという経緯がございます。その後、先ほどもご説明したとおり、令和5年、2023年に当地域の埼玉県武蔵野地域の落ち葉堆肥農法が世界農業遺産に認定された同時期に韓国河東郡のこの蟾津江のシジミ漁法ソントゥル漁法が世界農業遺産に認定を受けたものでございます。これらを契機にちょっと交流のほうが始まりまして、その結果、令和6年6月に韓国河東郡のほうより「第8回河東郡の蟾津江文化シジミまつり」に招待をされまして、こちらのほうで現地視察、表敬訪問、意見交換を実施のほうをさせていただいたところでございます。

その後、同年、6年の8月に岐阜県で開催をされました「第8回東アジア農業遺産学会」に韓国河東郡が参加されるというのを契機に、当地域の「武蔵野の落ち葉堆肥農法」、こちらの三芳町も含めました当地域に来町していただきまして、視察をしていただくとともに、協議会の世界委員との交流の場というのも設けさせていただいたところでございます。

その後、8月同月には、河東郡のほうからお礼状が届くとともに、今後も継続的な相互交流を実施したいという旨の連絡がこちらのほうに届いたものでございます。それを受けまして、この河東郡からの提案を「世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会の幹事会」のほうで報告をさせていただきまして、提案の受

入れ等につきまして、構成市町等で諮らせていただきました。そちらの結果、令和7年度の当協議会の事業といたしまして、受入れの意思をちょっと示させていただきました三芳町といるま野農業協同組合が実施する方向で検討していく旨が確認されたものでございます。こちらの事業を実施するに当たりまして、予算的な課題等がございましたので、協議会におきましてこの「世界農業遺産の武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会特定事業事務処理規程」を制定をさせていただきます、本事業についての具体的内容や費用負担等について実施していく旨の協議が今現在もさせていただいているところでございます。

次には、今、具体的な提案内容についてご説明させていただきます。まず、河東郡側からご提案いただいた内容といたしましては、令和7年の秋頃、10月から11月頃に3泊4日程度の中学生10名程度を交流したいという旨のご意向がありました。そういったものをきっかけに、こちらへ記載させていただいたとおり、農業のみならず、行政交流や青少年交流、経済等多岐にわたる分野においても交流を実施していきたいという旨の意向はあったものの、今回はこの農業遺産というものを契機にいたしました農業体験等も踏まえた青少年交流というところを実施を予定しているところでございます。

今現在の協議内容というか、検討内容といたしましては、この目的といたしまして、この世界農業遺産の構成団体であります三芳町とJAいるま野において、韓国河東郡の中学生を本地域に受入れ、世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法の視察や農業体験、また町内中学校訪問などを通じ、韓国河東郡との交流を図ればと考えております。

実施時期につきましては、向こうの提案の希望どおり、一応10月から11月頃で調整したい旨を今、検討しておりまして、実施期間といたしましては、3泊4日程度、人数規模といたしましては、中学生約10名程度、引率者5名を想定しております。また、内容といたしましては、このような形でオリエンテーションや、中学校同士の訪問や学生交流、また農法視察、農業体験や中学生という形もありまして、地域の観光という形のメニューを今考えているところでございます。

以上が私のほうからの報告とさせていただきます。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

では、この件についてもご意見を伺うということでよろしいでしょうか。

では、この件について、皆さんのご意見をお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

町民が生活が本当に大変で、国民健康保険税の値上げも今度行われますし、本当に町民が生活が大変なのに、こういうところにばかりお金使っていくのですけれども、実際に町が出していく支出というのはどのくらいですか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） こちらにつきましては、来年度の当初予算のほうで計上を予定しておりまして、まだ具体的な内容につきましては、今後協議も若干入ってくるかと思えますけれども、今の質問の予算規模という言い方でいきますと、160万前後程度になるのではないかとこのところを見越しております。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 相互の交流をしていきたいと思います過去に、2020年の8月にそういったことを話合

いはしているようですけれども、これはやっぱり町長のほうからぜひ来てくださいというような、そういった提案したのは町長なのでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） 三浦です。お答えいたします。

来てくださいますか、交流したいという提案があったのは韓国側になっております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

8ページのご説明によりますと、三芳町といるま野農業協同組合が実施する方向でということだったのですけれども、ほかの市町は参加されないのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

こちらは、経緯で書かせていただいている幹事会のほうで諮らせていただきまして、各団体等で確認していただいたところ、今のところほかの団体のほうからの意向は示されていないということでございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

では、次の9ページなのですけれども、3泊4日程度の宿泊予定だと思のですけれども、これは三芳町の中で宿泊施設でなかったと思のですけれども、どこに宿泊される予定かとかいうのは、そういった計画はありますでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

1泊分はちょっとホームステイ事業ができればいいなというふうには今、検討しているところでございます。そのほかの宿泊につきましては、近隣市等のホテル等を対応できればというふうにも今、考えているところでございます。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

では、こちらがお招きするという形になると思のですので、三芳町で負担するということでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

こちらのほうに記載しておるとおり、まだウェイトバランス等につきましては、これからの協議になるのですけれども、三芳町とJAいるま野のほうで予算というか、資金等を出し合って実施する予定でございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

では、光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。どうも説明ご苦労さまです。

さっきも出ましたけれども、これで町が、これはちょっと担当課長の守備範囲ではない話になるかと思うのですけれども、これで4つの自治体との交流、自治体、国と言ったほうがいいのでしょうか、こういうふうになるわけなのですけれども、さっき問いがあったように、町のほうから案内をしたわけではないですよと、向こうからあったのだという話があるのですけれども、要するにそういうオファーがあったら、すぐに乗っかっているというような、乗っていくというような、そういう印象があるわけなのですけれども、そして必ず子供たちのためにということで、児童生徒、児童はないですか、生徒たちが派遣をされるというような形になっているわけなのです。それは国際交流という点で、子供たちが成長していくという点では意義があるわけなのですけれども、否定するわけではないのだけれども、話があるとすぐにその交流に結びついていく。今回はシジミだけれども、茶業も盛んだということなどを考えると、地域のその産業との交流だとか、そういうものがあるのなら、まだちょっと理解はできるかなとも思うのですけれども、言っている意味分かりますか。私もどういうふうに言っているか分からないところがあるのですけれども、もうオファーにすぐに乗っかるというこの姿勢、これは考えなければいけないのではないかなと、そういうふうにするわけなのですけれども、その辺もう一回繰り返になりますけれども、いきさつ、これを説明していただきたいと、もう少し分かるように。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

今回、こちらのほうにつきましては、冒頭申し上げたとおり、協議会の事業という形で、今、組み立てているところでございます。いきさつというお話なのでございますけれども、再度の繰り返しになっては申し訳ないのですけれども、この農業遺産の認定地域同士という形で交流が始まり、令和6年に招待をされ、またこちらの地域にも来ていただいた際に、韓国側のほうから当地域と農業遺産はもとより、そういった青少年とかも含めました様々な交流に発展させていきたいというような意向が示されまして、具体的に令和7年度は韓国から中学生を派遣したい旨のご連絡がありましたので、今回協議会のほうで諮らせていただきまして、このような形で実施しようというふうに考えているものでございます。

○議長（内藤美佐子君） 光下議員。

○議員（光下重之君） 再びで恐縮なのですけれども、そうすると次はこちら側から子供たちを向こうに送るといふ、招待に対してはまたそれに応えていくという、そういう形になると思うのですけれども、そういう方向でしょう。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

まだ決定事項ではないのですけれども、そういう形になり得ることも想定しております。

○議長（内藤美佐子君） 光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。

説明の最後のところで、5 ページですか、農業のみならずという言い方になっているわけなのですが、シジミとお茶が認定されているわけでしょうから、お茶の取組が。どうしてその農業同士で交流して、その技術を高め合うとか、そういうふうな話にならないのですか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

もちろん農業同士の農業分野における交流や意見交換というのももちろん私といたしましては進めていきたいという考えは持っております。ただ、世界農業遺産につきましては、世界各国で様々なやり方の伝統農法という形で維持保全されているものでありますので、必ずしもその地域の農法が全て当地域に合致するというものではないかとは思っております。ただし、そういったものを維持保全して守っていくという理念につきましては、共有すべきものという形で、さらにそういったものをこういった機会を通して発信していくことが当地域の農法を守ることもつながるのではないかなという考えもございますので、そういった意味で事業のほうを行っていければというふうには考えているところです。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

光下議員、お願いいたします。

○議員（光下重之君） くだいことは分かっているのですが、例えば富士見市は、セルビアのシャバツ市でしたっけ、そこと姉妹都市を組んでいますよね。広報等で見てみると、市民が向こうの方たちと一堂に会してフェスティバルみたいな形で、市民全体の交流みたいなことをやっているわけです。それは姉妹都市ですから、そういうふうにならざるを得ないのかもしれないのですけれども、そういうものと比較してどうしても考えてしまうわけなのですけれども、なぜ私たちの町は全部子供との交流になってしまうのかと、その辺はもっと吟味をしなければいけないのではないかと私は言いたいのなのですけれども、それ以上……。

○議長（内藤美佐子君） ご意見でよろしいのですね、ご意見ということで。

○議員（光下重之君） ええ。

○議長（内藤美佐子君） では、ほかに。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

国際交流をするきっかけとしてのこの韓国との出会いがあったというところでは、とてもいい出会いだとは思いますが、ただ、やっぱり国際交流に関してはほかにもあるので、何でここでそこが出てくるのかなというのには少し疑問はあります。

三芳の農法も韓国の農法ももちろん成熟したもので、お互い世界農業遺産に認定されているので、その高め合いのほうの方が大事なのではないかなというのはこの説明を聞いてちょっと納得いかないところとか、皆さんご意見あるのですけれども、そこをきっかけにした国際交流というところがちょっと引かかるのですけれども、そこをもちろんきっかけとしてはいい。そういうのがないと出会いはないので、必要なとも思いますが、この農法の高め合いというか、広報というか、そっちを主にやってほしいなというふうに感じたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長、お願いします。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

すみません。私といたしましては、今回の事業につきましては、国際交流事業と言うよりは、あくまでも農業遺産の事業というふうに考えております。あくまでもこちらは若い子たち、青少年を中心にまずはこの農法を知っていただく。理解していただく。そして、そちらのそういった形の子たちが今後よりよい消費者になっていただくという形が私としてはこの農法を守る意義だというふうに考えておりますので、そういう意味の中でこういった事業を通して皆さんにこの農法というか、この地域を知っていただくというところに意義があるのではないかというふうには考えております。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これは、協議会の事業ということなのですが、それでこの河東郡からの提案の受入れについて、構成市町等へ諮ったということなのですが、先ほど今のところ他団体の意向が示されていないというふうにお答えになられたのですが、なのになぜ三芳町とJAいるま野が先行してやる形になってしまったのか、お聞きしたいのですが。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長、お願いします。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

もちろん交流という形で三芳町が今、協議会の事務局を担っているということもありまして、韓国からいただいた提案を平等に構成市町の団体のほうに10人の分配案も含めまして、いろいろ諮らせていただいたところなのですが、ちょっとほかの市のほうからは今回はというお話がありましたので、ただ、農協さんのほうからは一緒に協力していただけるという話があったところで、三芳町とJAいるま野さんでこちらの事業を進めようというような話に至ったものでございます。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ということは、今のところ他団体の意向を示されていないということですが、事実上ほかの市が入ってくることはないという、JAいるま野と三芳町でやるということになるわけですね。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

今おっしゃられたとおり、今の現時点ではそのような形で今は考えております。ただ、今後ほかの市のほうからやはりちょっと参加したいとか、そういったご意向が示されるようであれば、またそちらは協議会の中で諮らせていただいて、受入れはもちろんさせていただくつもりですので、それで事業のほうは修正等はしていければなというふうには考えているところでございます。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

それと、先ほど費用の件で160万前後ぐらいというようなお話あったのですが、協議会の事業ということで、三芳町の出す分が160万前後なのか、あるいはその協議会としての費用負担、JAいるま野さんの費用負担、その辺りはどのようになるのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） 今お答えしました金額につきましては、受入れに関する三芳町の負担分をお答えさせていただいたところでございます。ですので、これがほかの自治体等がさらに追加で一緒に事業を実施したいという形になりますと、総事業費等を勘案いたしまして、三芳町の負担分は減る可能性はもちろんでくるかとは思いますが。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ということは、實際上、三芳町の事業ということになってしまうのではないですかね。協議会としての支出はないのかな。あるいは一緒にやるJAいるま野さんのほうは費用負担ないのか、その辺りどうなのでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

JAいるま野さんの費用負担はあるものでございます。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ですから、協議会の事業ですよね。協議会からお金を出す形になる。その結局最後の出どころは協議会ですけれども、そこに三芳町がこの160万前後の費用を負担すると、そういう認識すればよろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

まだちょっと予算の前なので、今、考え方といたしましては、今、お話があったとおり、協議会に対してこの事業に参加する団体等が負担金として協議会にお金を入れまして、その中で事業を運営していくと。ですので、今、三芳町分が160万前後になるというのが三芳町の負担分で、さらにプラスそれ以外にJAさんからの負担金というような形で協議会に入りまして、その費用をもって事業を実施していく方向で今、協議を進めているところでございます。

○議長（内藤美佐子君） 大丈夫でしょうか。

ほかにはございますか。まだ手が挙がっていましたよね。

では、菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今の続きで、ではJAの負担金は幾らなのか、大体で。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

今、そちらをJAさんのほうに協議をしている段階で、恐らく今の段階で行きますと、ホームステイ事業だとか、そういったものというのは三芳町負担を想定しておりまして、ただし、農業体験事業や、そういった部分というのをJAいるま野さんにもご協力いただいて、その相応分の金額というものを今、協議をしている段階でございますので、ちょっとまだ金額のほうが出ていないというところでございます。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

多数の団体で構成している協議会なのですからけれども、その協議会の事業で、その参加団体によって負担額が違うというのはいかなるものなののでしょうか。それで、協議会事業と言えるのかどうか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

そういった課題もありまして、今回特定事業という形で協議会の中で1つ規約のほうをつくらせていただきまして、そちらの中で世界農業遺産の全体の規約があるのですけれども、その他の世界農業遺産等の推進に必要な事務及び活動に関することという中の取決めといたしまして、特定事業という形で、こちらのほうも幹事会や総会に諮らせていただきまして、そこで承認得た事業に関しては、通常の負担金とは別に負担金を構成市町のほうで積むという形で事業運営を考えております。こちらのほうにつきましては、先日議会からも一般質問等頂戴しておりました今後の例えばローマの認定式典の費用ですとか、そういったものにつきましても、そういった特定事業として組み込めるような形で今、協議会のほうでその規程のほうを承認いただいて、運営していく予定でございます。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

話がちょっと飛んでいるのですけれども、そもそもローマのほうはもう当初予算で通っていますよね。補正だけ。当初ですよ。それをまた協議しているというのはどういうことなのかな。そもそも減額補正もしていないと思うのですけれども。なので、その話はちょっと違うのかなと思います。要するに協議会として本当に同じ対等の立場でやっているのかどうか。というか、やっていないのは分かっているのですけれども、言っていますけれども、各市と町とで温度差があるのは聞こえてくるのですけれども、三芳町だけこうやって負担するのはどうなのかと。やるのだから皆さんで応分の負担をしましょうよ。それができないのだったら、協議会としての事業ではないですよということがなぜ言えないのか。町としての責任をどう考えているの。住民に対してこれをやりますよというのがちゃんとと言えるのかどうか。責任をどう考えますか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

事務局といたしましては、今回のこちらの事業経緯につきましても、全て幹事会で毎月開催させていただいておりまして、その都度全てそちらのほうで議題として情報提供や皆様方から、構成団体から全てご意見をいただいている中で進めさせていただいておりますので、そこにつきましても、確におっしゃるとおり、地域によって実践農業者数の数だとか、そういったものによつての差というものはありますが、事業を進めていく中では、全て構成団体に対して同等に情報提供した上で進めさせていただいておりますので、そういった意味で事務局としての責任は果たしているというふうには考えております。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

最後に、もう一つだけ。なぜほかの市は今回はということになったのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

そちらにつきましては、その理由のほうはちょっと確認はできておりません。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 協議会の事務局なのだから、確認すべきだと思いますが。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

もう繰り返しになりますけれども、理由というところまでは確認はしておりません。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかには。

池上議員。

○議員（池上義典君） 池上です。

今の何か続きみたいなのですけれども、この協議会で、落ち葉堆肥農法推進協議会でほかの団体は何か反対ということですよ。反対ではない。

○議長（内藤美佐子君） 参加しない。今回の事業には参加しない。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（池上義典君） 参加しないということは反対ですよ。そこで採決したときに、賛成、やってもいいよというところを手挙げたところが三芳町ということですよ。そうすると、この協議会で動くというのが何か変なのかなというふうに感じるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） まず、すみません。ほかの団体のほうからその事業に対して反対しますというお話はいただいておりません。その受入れを受けますか、どうしますかというところで、ちょっと今回の受入れといたしましては、ちょっと見送りたいという、見送りますというようなお話をいただいているので、私といたしましては、事業自体を完全に反対するというような捉え方はしていないところでございます。

○議長（内藤美佐子君） 池上議員、どうぞ。

○議員（池上義典君） 受入れは嫌だということですよ。やらないということですよ。ということは、この事業は受け入れることを目的としているのではないですか、これ。落ち葉堆肥農法と世界農業遺産のやり取りなのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

受入れ自体はちょっとできないという意向は示していただいているのですけれども、そういった子たちに農業遺産を理解していただく事業ですとか、それ以外の部分について全く協力しないというお話はいただいているところではございますので、そういった中で協議会としても構成団体と協力しながら、費用負担はないものの、事業のほうは進めていきたいと考えております。

○議長（内藤美佐子君） 大丈夫でしょうか。よろしいですか。

では、小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございます。

いろいろ皆さんからは質問聞いていて思ったのですけれども、これは協議会として、その河東郡との相互交流というところをしていくということが決まったということによろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

完全にこの先の相互交流のところまでを確約するものではございませんが、まず第1弾といたしまして、先方から提案があったその受入れ交流という事業は実施しようというのが決まったもので、今回皆様方にお示しをさせていただいたというものでございます。

ただ、先ほど私が申し上げたとおり、今後当地域からの向こうへの派遣というのも想定されるところではありますので、その事業につきましても、また再度検討はしていきたいというふうには考えております。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

今、派遣というお話があったのですけれども、そこはではまだ協議会のほうでは話してなくてということによろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） そちらにつきましては、まだ協議会のほうでもんでいないというか、諮っていないところがございます。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかに。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

先ほど林議員のほうから指摘があったと思うのですけれども、やはり農業をメインの交流であるべきということで、課としても海外交流ではなくて、農業交流というふうに考えているというお答えだったと思うのですけれども、なぜ現役の若い農家さんではなくて、中学生という形のそういう話になったのか、経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

こちらにつきましては、相手国、韓国河東郡のほうから学生交流の希望があったことに基づいて、そのようになったものとして認識しております。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

では、農業交流とはまだちょっと趣旨が違ってくるのかなと思うのですけれども、一応担当課は観光産業課のほうを担当されているのですけれども、青少年の交流であるのであれば、学校教育課とか、その辺も絡んでくるのか、その辺の予定はいかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

こちらの事業につきましては、やはり今、議員おっしゃられたとおり、ほかの課とは若干連携等が必要に

なってくるかと思しますので、その場合には情報共有等を図らせていただきながら、協力依頼のほうはしていきたいというふうには考えております。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

観光産業課としては連携したいという意向はお持ちだと思のですけれども、対象になる学校教育課とかとの情報共有は今の時点ではどの程度までされているのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

正式なものとしたしましては、まだできていない状況ではありますけれども、担当レベルでの情報共有というのは、ちょっと図らせていただいているところでございます。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

この韓国の前にマレーシアであったりとか、あとオーストラリアとの交流というのも控えておりまして、担当課としてもかなり重い負担を抱えているということなのですけれども、今回その受入れ予定というのは中学生ということなのですけれども、仮に今後交流が続くとして、こちらから派遣をする場合というのは、中学生で考えているのか、それとも三芳町の農家さんで考えているのかは、課としてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

こちらにつきましては、相手国とのそういった希望というのもありますので、今の段階で限定はしておりませんが、まずは今回向こうから中学生派遣がされるということであれば、1回はこちらからも中学生での交流というのが望ましいのかなと。

あと、それと今あった農業者の交流につきましては、また別途こういった形ができるのかというのは、今後検討していきたいというふうには考えております。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

この今回の交流事業は、事務局だから、三芳町が事務局だから責任を持ってではないのですけれども、そういうことで手を挙げたということなのか、これはどうしてもやってみたいということで手を挙げられたのか、その辺についてお伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、青少年の方に対してこの世界農業遺産を認識していただいてPRするというのには意義があるなというふうには感じている反面と、やはり事務局という責任の下、相手国からの提案があったので、やはり事業として成立させたいという両方の思いがあったというふうには感じています。

○議長（内藤美佐子君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そのもちろん責任というのはあるというか、感じられた気持ちは分かるのですけれども、ほかのところ、構成市町がどこも手を挙げられなかったというのは、理由はお伺いしていないということなのですから、それなりの理由があるわけですね。多分課長のほうでもお分かりになると思うのですけれども、今これをうちでやるべきなのかどうかということを考えてたりとか、費用面であるとか、そういうことを考えられて手を挙げられなかったと思うのですけれども、町も同じだと思うのですけれども、その辺について、今、国際交流については住民の皆さんからすごくいろんな声が上がっているのを多分お聞きになっていると思うのです。それでも決断したということだと思えるのですけれども、住民の皆さんにちょっと一回聞いてみようかなとか、意見をきちっと聞いてから、もう今既に3つあるわけなので、そういった声を聞いてからやろうとか、そういったことを町長に提案するとか、事務局の皆さんに、その事務局として考えてみるということはしなかったのかどうかについてお伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） もちろんこちらの事業を実施する上で、各構成団体等がございますので、幹事会のほうで情報提供したものを、その場ですぐに回答というわけではなく、皆様方が各団体へ持ち帰っていただいた上で回答をいただいて、協議をしておりますので、そういった意味では、それぞれの団体等の考え方を尊重した上でこの事業を進めているというふうになっているというふうには考えているところでございます。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

では、吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

先ほど落ち葉堆肥農法を知ってもらおうということありましたけれども、別に韓国でなくたって、近隣自治体の中学生に落ち葉堆肥を知ってもらおうということもあるわけですから、別に韓国の中学生を呼ぶ必要は全くない。それを広めたいのだったら、近隣自治体の中学生にどんどん、どんどん見てもらえばいいのではないですか。実際に協議会だって名ばかりでやって、それで林町長の提案でこういうふうになっているのもう見え見えですけれども、実際に来年度においては、水道料金も値上げの計画案が出てくると思うのですよね。そういった町民には負担をさせて、今度オーストラリア、オランダ、マレーシア、これは来年度の次年度では実施しないと、それぐらいのことを思って韓国をするのか、その辺は町長にぜひそういった国際交流をどんどん進めるのではなくて、町民の生活、そこを守るため、そのためにはもうこのオーストラリア、オランダ、マレーシアはやめるべきだとぜひ伝えていただきたいと思いますが。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） すみません。その件につきましては、私の範囲外となってしまうので、ちょっとお答えできません。

○議長（内藤美佐子君） ほかにこの事業についての質問をお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今回に限らず、いや、協議会の事業でしょうと、協議会なの、三芳町なのという話は度々出てくるわけで

すけれども、いつも三芳町が突出してしまっているわけですね。協議会であるわけだから、今後もっとほかの協議会の他自治体を巻き込んでいく形で進めていかなければ、三芳町の事業に事実上になってしまう感じなので、それを考えていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

そちらにつきましては、私といたしましても、やはりほかの構成団体等と足並みをそろえて一緒にやっていきたいという思いは持っております、今年度の各種事業につきましても、様々なところでPRのほうを実施させていただきました。県庁のオープンデーですとか、二子玉川駅でのPR活動、そういった様々なイベント等につきましては、そちらは三芳町だけではなく、構成団体から均等に職員等に出させていただいて、そういったイベントPR事業または東アジア農業遺産岐阜につきましても、構成団体皆で参加できたということもありますので、引き続きそのような形で、若干どうしても事務局になっている以上、三芳町分の人数が多くなるということはありませんが、そこはほかの団体にもきちんとして説明をし、声をかけ、一緒に事業のほうは運営していきたいと考えております。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

この件については、予算も関わってくるということですので、ここで確認したことで、あとは予算審議でやっていただければというふうに思いますが、それでよろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） 予算審議では駄目ですか。

では、桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

予算審議を経て実現するものということなのですからけれども、この案ということ自体は先方にはもう届いているということでしょうか。全てこちらで可決した後、届くという理解でよろしいですか。

○議長（内藤美佐子君） 三浦課長。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

大枠の話はできているのですけれども、詳細につきましては、予算の可決を経てから実施したいと考えております。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

では、久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

すみません。議長から予算審議の場であるということがあったので、予算審議に備えた形で1点だけ。すみません。いろいろな方の議員の質問を今まで聞いていまして、まず私もやはりこの事業に関しましては、これ本来であれば構成市町の協議の上、総意まではいかないにしても、やはりある程度の割合で賛同を得た事業で参加とかをしていくべきなのかなというのが1つと、こういう今回もそうですけれども、受入れ事業に関しても、やはり今回は三芳町とJAいるま野さんだけという話ですけれども、やはりほかのもう少し関係各位が協力してくれるようなことが確認取れた時点で今回も受入れ事業というのをやるべきだったのではないかなというふうには思っています。

今後やはりこれは昨年でしたっけ、ローマに行かれたときも、やはり三芳……

○議長（内藤美佐子君） 行っていない。

○議員（久保健二君） 行っていないか。韓国。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議員（久保健二君） そのときもやっぱり三芳町単独で行っていますよね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（久保健二君） 行っていますよね。

〔「韓国」と呼ぶ者あり〕

○議員（久保健二君） というのもありましたから、そういうのもそうですけれども、やはり三芳町単独事業で、先ほど特定事業というのを今回追加されたというなお話もありましたけれども、やはり特定事業という、言い方は特定事業かもしれないですけれども、はっきり言ってこれ単独事業をできるようなルール化されたというふうにも取れますので、やはりそこら辺というのは今後協議をしていって、先ほども申し上げましたとおり、やはりこれ三芳町単独の事業ではないので、協議会の上である程度の総意を得た上での事業というのを今後心がけていっていただけたらなというふうに思います。

あと、先ほど出ましたけれども、やはり今回こういう受入れ事業というので、課長の先ほどのお答えからすると、これ今回は受入れをするので、来年度以降、もしかしたら三芳町の中学生派遣事業というので、逆に韓国のほうへの派遣というのを考えているというお話ありましたけれども、そこもやはりこれ構成市町幾つかあるわけなので、三芳町だけではなくて、他の自治体というのも絡んでくるお話になっていくのかなと思いますので、そこのお話だけ、今どのような、先ほど行くというか、向こうに送り出すことも考えているというご答弁あったので、そこだけご回答いただければなというふうに思います。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○観光産業課長（三浦康晴君） お答えいたします。

送り出すというのは、恐らくそういった話になるのではないかという形で私が今、推測をしているというなお話でございます。先ほどからちょっと申し上げましているとおおり、確かに今回参加というのは、三芳町とJAいるま野という形にはなっておりますが、この事業を含め昨年河東郡から招待を受けて、私と町長、2名、会長と事務局長という立場で2名韓国のほうへ行かせていただきましたが、その事業も含め、全ての事業において協議会の事業については、幹事会のほうで各構成団体のほうに全てお諮りをさせていただきます、承認得たものを実施しております。

この特定事業につきましても、最終的には協議会の総会審議なども経まして実施する形になると思いますので、必ずしも三芳町が単独で組んで、単独で実施しているものではございません。引き続き、ただし議員おっしゃられるとおおり、ほかの市町も一緒に参加していただけるというのが望ましいということは私も理解しておりますので、今後そのような方向になるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（内藤美佐子君） 久保議員。

○議員（久保健二君） すみません。時間もあれなので最後にいたしますけれども、やはり今、見え方が、各議員の先ほどからの質問聞いていても分かるように、見え方というのがあくまでもこれ三芳町の単独の事業、この落ち葉堆肥農法で世界農業遺産になったのが、これ各構成市町みんな協力してのそのような認定だ

ったにもかかわらず、単独の事業というふうに見えているところがすごく大きいので、そういうふうに見えないような形で、今後こういった、今回提案も上げていただいておりますけれども、上げてきていただければなという思いで、あとは先ほど議長からお話ありましたように、予算の中でまたご質問させていただければと思います。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

○議員（久保健二君） はい、大丈夫です。

○議長（内藤美佐子君） では、細田議員、短くお願いします。時間がございません。

○議員（細田三恵君） 細田です。短く。

すみません。教えてもらいたいのですけれども、先ほどからのこの協議会幹事会があるというお話だったのですけれども、その中でも三芳は事務局とされているというお話なのですけれども、この事務局というのは、この幹事会の中で何年置きかに回るのでしょうか。そこから教えてください。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○観光産業課長（三浦康晴君） そちらにつきましても、今後の一つの懸案事項という形で、こちらは三芳町、私のほうからは過去にも何回かその幹事会の中でもその持ち回りというのも今、提案はさせていただいているところでございます。ただし、会長と事務局長がセットというのが望ましいというご意見もありまして、今現在は三芳町が事務局長をやっております。必ずしもですので、今後も三芳町が事務局を担わなければならないということではございませんので、今後も引き続きその持ち回り案につきましても、その協議会の中で審議していきたいと考えております。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

では、この辺でこの協議事項3)は閉じたいのですが、よろしいでしょうか、閉じさせていただきます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、協議事項3)、世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会の韓国河東郡との交流事業については、これで終了とさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

(午前11時43分)

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開をいたします。

(午前11時46分)

---

#### ◎三芳町環境基本条例について

○議長（内藤美佐子君） 協議事項の第4番目、三芳町環境基本条例について、環境課課長、また副課長に来ていただいておりますので、まずは説明をお願いいたします。

課長。

○環境課長（平野健太郎君） 環境課、平野でございます。本日はお時間頂戴しましてありがとうございます。

本日は、環境基本条例の案、今、パブリックコメントをかけさせていただいている最中ですが、そのパブコメの案について、内容を簡単ではございますが、ご説明を差し上げて、ご質問等あれば承れればと思っております。では、着座にて失礼いたします。

では、早速ですが、この環境基本条例、素案策定までの流れといたしましては、11月18日に環境衛生対策審議会を開催をしていただきまして、骨子、また肉づけした原案、そちらに対して審議をいただいたところでございます。当日中にご意見が出ない場合も考えられましたので、その後また1か月程度、委員さんのほうから何かあればというようなお話を差し上げた上で、原案を固めまして、パブリックコメントの手続に今現在1月6日から入らせていただいているところでございます。

では、制定の経緯についてお話をさせていただきます。この環境基本条例につきましては、各市町でも平成5年に国が環境基本法を制定して公布したことに伴いまして、市町でも条例の制定が進むところになったところでございます。三芳町、いまだ条例制定は至っておりませんが、やはり環境の基本条例というものを持って、きちんと町の責務、また住民の方、事業者の方といったところの役割決めた上で、環境基本計画につきましても位置づけをきちんと条例に盛り込みたいといったところの趣旨で条例を制定させていただきたいというふうに考えてございます。

内容といたしましては、逐一ちょっとご説明していると時間かかってしまいますので、原則としては、国の環境基本法という法律がございまして、そちらの内容を準用しながら、ただ町独自の部分も含めて制定をさせていただいているところでございます。条例(案)、1条、2条、3条、4条、5条と目的から定義、基本理念、総則的なところ、そういったところについては環境基本法の制定内容を準用させていただきながら、理念条例として案を作成しております。

例えば2条の定義なんかは法律の定義とイコールという形になっておりますし、あと基本理念につきましても、法律の第4条と第5条というのが環境基本法あるのですけれども、その内容を整理して規定をさせていただいているところでございます。

すみません。ちょっと発表しますね。申し訳ございません。今、御覧いただいているかと思っておりますけれども、提示した第7条のところ、環境優先の理念といったところは法の規定ございませんので、これはもう町は全ての施策について基本理念にのっとり、環境負荷の低減を図る、環境優先の理念というのを規定をさせていただきます。

あと、8条につきましては、環境基本計画の位置づけをきちんとしているところでございまして、あと9条以下の部分につきましては、環境基本計画との整合ですとか、あと町が環境保全上の支障防止措置等を行うだとか、そういう10、11、12条までは法の規定がなく、町が独自で各先進市町のを参考とさせていただきながらつくったところの条文でございます。

13条につきましては、ちょっと法律に規定がございましたので、その部分を整理をしながら、ちょっと分かりやすく書かせていただいたところでございます。

14条、15条も同様に、国の法律の内容にのっとりながら、少し文言を整理をさせていただいております。

16条についても、法の規定を引きながら整理をさせていただいて、18条、地区環境の保全というのもありますけれども、こちら法の方の、基本法の考え方に基づいて、ちょっと趣旨をエッセンスをちょっと抜いて、18条については策定をさせていただきました。

19条につきましては、推進体制の整備ということで、町が進めるに当たってというところで、ここは町の条例独自でございます。

20条につきましては、公共団体間の協力ということで、これは法の規定を参考にしながらつくらせていただいて、最後に環境衛生対策審議会第21条というものを設けてございます。今までこれ単独で設置条例はございましたけれども、環境基本条例の中に位置づけるということで、衛生対策審議会のその位置づけもきちんとするというようなイメージで考えております。

ちょっと説明が予定より長くなりましたけれども、雑駁でございますが、以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

では、この件については議案になるということではございますが、ここで確認をしておきたい、聞き逃したというようなところがあれば、どうぞ、お手を挙げて。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今、最後にご説明のあった環境対策審議会の条例なのですが、これは附則の中で廃止することが可能かというのをちょっと確認したかったのです。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○環境課長（平野健太郎君） お答えいたします。

ちょっと例規の審査のほうもございますけれども、環境衛生対策審議会の条例については、この設置と同時に廃止をしなくては、かぶってしまいますので、できれば附則で廃止をしたほうが議案として2つ分けますと、廃止議案が通らずにとか、この条例が制定という話になったときに、根拠条例が2つになってしまうことを避けるために、附則で廃止をするのが妥当であろうというふうに考えてございます。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それで、ただ、今までもそういうのはなかったかなと。ちょっとそれは考えないといけないのですが、それで廃止をするに当たって、この21条で規定があると思うのですが、この規定だけで十分なのかなと思ったところです。例えば正副会長の規定というのがないし、それは規則で決めるのだろうなというところは分かるのですが、それで一番問題なのは、報酬ですね。今までの規定だと、委員は4,000円で、副会長が4,500円、あと会長が5,000円ですが、それ規則で決めて報酬額の決定というのはできるのかどうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○環境課長（平野健太郎君） お答えいたします。

環境衛生対策審議会の委員さんの報酬につきましては、特別職等の報酬の条例の別表の中で掲載をしているものでございます。ですので、例えば規則ですとか、そういったところで報酬額を決めるわけではございません。それはご理解いただけているところだと思います。別表の中には、例えば環境衛生対策審議会と書いてあるところが、条例第何々条例に基づくとかというのはなくて、ただ名称という形でございますので、基本は名称変更せずにこの審議会を置き換えますので、報酬については私としては今現段階では問題がないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それを前提として、ではなぜ条例で規定しないのか、正副会長の1名とかどうかというのをなぜしないのか。あえてしない理由ってあるのかなと思うと、今までの条例どおり、何とか審議会ではその審議会条例の中で規定していると思うのです。この中で何人以内とか、いろいろ必要なことは書いてあるので、条例の中でやはり規定したほうが公開ということで考えると、規則は公開していないので、公開ということを見ると、条例の中で規定したほうがいいのではないのかなと思うところなのですけれども。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○環境課長（平野健太郎君） ご意見ありがとうございます。

今現在、パブコメ中ということもございます。今、本日頂戴するご意見、ご提案については、素案のその策定、確定までにいただいたご意見として整理をさせていただきたいと思っていますので、今の菊地議員からのご意見につきましては、一度検討させていただいて、内容の変更必要であるということであれば、上程案については変わってくる可能性がございます。すみません。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

あともう一つ、その21条の中の第7項、委員は、再任されることができるというのもあまりない条文ですよ。これは、どうなのか。すごく違和感があるのですけれども、これについてもでは検討してもらえるかどうかだけ聞きたいと思いますが。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○環境課長（平野健太郎君） 平野です。

今、ご指摘のところございます文言の使い方、そういったところも踏まえて、ほかの条例も含めて表現検討していけるものだというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

光下議員。

○議員（光下重之君） どうもご苦労さまです。光下です。

ちょっと見解を1点だけ伺いたいのですが、3ページ目の環境基本計画第8条のところなのですけれども、その3項なのですが、「町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映することができるよう云々」となっているわけなのですけれども、責務のところを見ると、第4条、第5条が、町、町民、そして第6条に事業者の責務と特記して条立てしてあるわけなのですけれども、この町民だけ意見を反映するという形になっているわけなのですが、これは事業者も含めるべきではないかなと。責務だけ要求して、ここで意見を聞かないという、これはおかしいかなと思うのですけれども、それはどうでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○環境課長（平野健太郎君） ご意見ありがとうございます。

現に今、現行の環境基本計画につきましても、事業者様へのアンケート等をしながら意見反映をさせていただいているところがございますので、こちらのその表現の仕方等については検討させていただきたいと思っております。決してこれやったから事業者さんの意見を反映しないということではなくて、そういった形で今までの現行計画と同様な意見聴取というのはこれからも考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 光下議員。

○議員（光下重之君） もう一点なのですが、条例のこの形式的な問題なのですけれども、例えばこの前やった子ども基本条例のような、まさにベースになる基本的な条例については、形式的なのですけれども、目次を入れているのです。今回章立てでも何もなくて、いきなり何条、何条、何条という、こういう作り方なのですけれども、そういう点でちょっと形式にこだわってつくったほうが基本条例の場合にはいいのではないかなという気はするのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○環境課長（平野健太郎君） 平野です。

ちょっと章立てをするかどうかというのは非常に迷ったところがございます。総則と環境施策、あと対策審議会というような章立てになろうかとは思いますが、ちょっと21条とあって、そんなに量が多くなかったものですから、逆に目次をつけると煩雑になるのかなといったことで、省略をして原案は作成しております。ちょっと見やすさといったところも含めた中でもう一度検討はしてみたいと思っておりますが、今、目次をつけていない趣旨としては、そういったところがございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

○議員（光下重之君） はい。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

ちょっと1点教えてほしいのですけれども、これからの時代ですけれども、5Gを進めるということがあると思うのですけれども、その電磁波による健康被害というのは深刻なところだと思うのですけれども、そのアンテナを設置していく、事業者がアンテナを設置していくときに、やっぱり住民が例えばその設置については反対とかという運動があった場合、そういった場合、この環境基本条例でそういったことが対象となっていくのかどうか、その辺について、それとも他の条例でやっていくのか、この条例でそういうことが対象となるのかどうか、教えてもらいたいのですけれども。

○議長（内藤美佐子君） 課長、お願いします。

○環境課長（平野健太郎君） 平野です。

この環境基本条例については、町のその環境施策の基本的な方針を決める理念条例というふうに考えてございます。今、吉村議員のほうのご質問の部分については、例えば個別案件の制限ですとか、そういったところについては、ここの条例という形ではその制限をかけるというのは考えてございませんし、町の環境施策の中の一つとして捉えるべきではないかというお話だと思いますので、その制限が必要だというふうに判断をした場合は、やはり住民の方の権利を制限する場合は条例によらなくてははいけませんから、別条例が必

要になってくるかなとは思いますが、今、この条例案ではご指摘のアンテナ云々という話等には制限ということでは対応はしておりません。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、制限という言葉は使っているわけではないです。事業者にその制限をしろと言ったって、法的なものがありますから、ただそういった、この目的の中にはそういった将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするとありますよね。あくまでも健康なのですよ。環境によって健康が脅かされたら困るわけですよ。ですから、こういった環境基本条例をつくっていくわけですから、当然環境に対してのそういった健康への配慮だと思うので、私はそういったこともここに入るのですかと、そういう電磁波のことなんかについても入るのではないのですかとお聞きしているのです。制限の問題を言っているのではないのです。

○議長（内藤美佐子君） 入らないという回答があったわけです。

○議員（吉村美津子君） 議長に聞いているのではないのです。担当課に聞いているのです。

○議長（内藤美佐子君） いや、いや、いや、先ほど答弁があったように思うのですが。

○議員（吉村美津子君） 担当課に聞いているのです。

○議長（内藤美佐子君） では、環境課長、もう一度その辺について。

○環境課長（平野健太郎君） 平野です。お答えします。

こちら、環境基本条例については、理念条例として本当に大きな守備範囲になっているかと思います。それで、個別具体的実務条例的なこの環境基本条例の作り方ではございませんので、ただ、全くフォローできていないのではないかということではなくて、一つ環境全般といったところを考えたときに、この環境基本条例を基に、では各施策を考えていかななくてはいけないよねといったところの基本スタンスというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。

3条の基本理念のところ、これは基本的な姿勢に関わる話だと思うのですが、3条の第1項です。出だしの部分ですけれども、「環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに」となっているのですけれども、この「環境の保全及び創造は」という「創造」という言葉は、積極的な立場を表明しているわけです。ところが、今のところを読みますと、「環境の恵沢を享受する」という受動的な表現になってしまっている。これがちょっと違和感があるのですけれども、例えばさいたま市の環境基本条例を見ると、この「恵み豊かな環境の確保」という「確保」という言葉を使っているのです。その辺は参考にしたほうがいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 課長。

○環境課長（平野健太郎君） 平野です。お答えいたします。

この基本理念の部分、やはり各市町さんのほうの決め方、ちょっと私どもの今の案については、環境基本

法のこれは第3条の第1項、この今、現行基本条例の第3条第1項については、環境基本法の第3条をある程度引いてきている形で考えてございます。法の規定ぶりに合わせている理念という形でございます。ただ、創造といったところを足しているというのは先ほど光下議員おっしゃったようにクリエイティブ、またつくっていききたいといったところの考えの現われでございますので、ちょっと享受という言葉がどうなのかといったところについては、今、今日ご意見いただいたところで整理をさせていただいて、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、ほかに質疑はないようですので、パブリックコメントが終わった後に、また新たな形で出るということですか。

では、課長、お願いします。

○環境課長（平野健太郎君） すみません、お時間頂戴して。

今後の予定につきましては、パブリックコメント終了後に、また環境衛生対策審議会を開催をさせていただいて、原案確定をした上で、今、予定といたしましては、本年3月の議会に対して上程をさせていただきたいというふうに考えてございます。

スケジューリングとしては、以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

それでは、協議事項4点目、三芳町環境基本条例についての説明、また協議はこれで終了いたします。

環境課の皆さん、ありがとうございます。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（午後 零時08分）

---

○議長（内藤美佐子君） 再開いたします。

（午後 零時08分）

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、あと協議事項が1点残っておりまして、その後、もう報告事項等もございますので、ここで昼食のための休憩を取りたいと思います。再開時間は1時15分、13時15分といたしますので、よろしく願いいたします。

よろしいですか。13時15分。

〔「13時……」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） 15分で大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） 13時15分です。

〔「10分」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） 15分と言った。すみません。10分だって。ごめんなさい。

〔「では再開して」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） 今、再開中です。すみません。今、言い間違いました。再開時間は13時10分といたします。ごめんなさい。すみません。よろしくお願いいたします。

（午後 零時08分）

---

○議長（内藤美佐子君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時10分）

---

◎共創のまちづくり条例について

○議長（内藤美佐子君） 午前中に引き続き全員協議会、協議事項を進めてまいります。

5番目の共創のまちづくり条例についてということで、政策推進室より島田室長と滝澤主幹に来ていただいておりますので、まずはこの条例の説明と今後のスケジュールについてお話をいただきたいと思います。室長。

○政策推進室長（島田高志君） 皆さん、こんにちは。ちょっと風邪なのか何か分からないのですが、声が出にくいので、申し訳ございません。お聞き苦しいところあったらご了承ください。

本日は、共創のまちづくり条例ということで出させていただきました。3月議会のほうに上程をさせていただき予定で、現在パブリックコメント中でございます。どうぞよろしくお願いいたしますというふうに思います。共創のまちづくり条例につきましては、説明のほうは主幹の滝澤のほうからさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 滝澤主幹、よろしくお願いいたします。

○政策推進室主幹（滝澤 司君） 滝澤です。よろしくお願いいたします。

それでは、三芳町共創のまちづくり条例（案）について説明をいたします。資料として条例（案）をモアノートで共有をさせていただきます。

まず、資料に入る前に、これまでの経緯について説明をいたします。町では、第6次総合計画において、目指すべき将来像を「共に創ろうひと・まち・みどりがつながるウェルビーイングのまち」としておりまして、将来像達成のための3つの基本理念の一つを共創のまちづくりとしております。昨年度、令和5年度には町内住民や団体等を巻き込み、三芳の未来を創る共創のまちづくりワークショップ等を開催いたしました。そこでは、住民や企業に選んでもらうまちになるにはどうすればいいか、産官学労言士（師）と町がいいパートナーになるためにはどうすればいいか、町の共創に必要な要素は何かといったことが話し合われました。

今年度、令和6年度につきましては、共創のまちづくりプラットフォームのキックオフイベントを開催しまして、住民、団体、企業の皆様にご参加いただきました。今後、共創のまちづくりをどのように進めればいいのかというビジョンやプランを明確にして、共有していくに当たって、今回条例（案）を作成したところでございます。

三芳町共創のまちづくり条例につきましては、平成20年6月に施行された三芳町協働のまちづくり条例の流れを組むものでございます。これまで協働のまちづくり条例に基づき、住民と町とがパートナーとして信

頼関係を築き、それぞれの役割を認識し合いながらまちづくりを進めていく協働のまちづくりを推進してまいりました。

条例が施行された同年9月には、協働のまちづくりネットワークが発足され、例えば高齢者のふれあいサロンですとか、グリーンサポート隊、交通安全教室、みよしっ子野菜市、週末ほっとワークス等、住民主体の様々な取組が生まれ、住民の感性や豊かな経験が活かされるまちづくりを行ってきました。しかし、まちづくりの担い手の高齢化、減少等が課題としてございまして、今後さらなる町の発展のためには、オープンイノベーションにより、新たな技術やアイデアを取り入れる必要があると考えております。

そこで、これまで住民と町が連携してきた協働に加え、広い知見や経験を有する産官学金労言士（師）も含めた多様な主体との共創を推進し、町の新たな魅力や価値を高めていきたいと考え、条例を定めるものでございます。

それでは、条例の中身について説明いたします。

前文につきましては、今、説明申し上げたことをまとめて記載しております。

第1条の目的では、共創のまちづくりを推進することの目的として、住民のウェルビーイングの実現としております。これは、第6次総合計画の将来像として、ウェルビーイングを設定しており、共創のまちづくりは基本理念の一つであるということからも、このような形にしております。

第2条の定義では、この条例で出てくる用語について定めております。住民、産官学金労言士（師）、多様な主体、共創ということで、4つの用語について定めているところでございます。

続いて、第3条の基本原則では、共創のまちづくりを進めていく際の原則について定めております。協働の条例にも3つの基本理念がありましたが、そちらをくんだ上で、共創のエッセンスを加え、(1)、幸せの原則（well-being）、(2)、機会平等の原則、(3)、共生の原則、(4)、価値創造の原則、(5)、対話と情報共有の原則ということで、5つの原則を定めております。

第4条では、多様な主体の権利について定めております。協働の条例にも住民の権利というものはございましたが、同じように多様な主体は、町政の情報を知り、参加、また学ぶ権利があるとしております。

第5条では、多様な主体の役割を定めております。それぞれが持つ知見や経験、感性を持ち寄り、補いながらまちづくりへ参加することとしております。

第6条では、町の責務について定めてございます。参加の機会の確保とともに、情報共有を行い、多様な主体がまちづくりに参加しやすい環境をつくることとしております。

第7条では、共創のまちづくりプラットフォームについて定めております。10月29日にプラットフォームのキックオフイベントを開催しましたが、多様な主体が情報共有をし、活動のパートナーの発見やコミュニケーションを取ることができるプラットフォームを運営していくものとなります。

第8条では、共創推進プランについて定めております。共創のまちづくりを進めていく上でのアクションプランのようなものを作成し、計画的に進めていくものとなります。

第9条では、個人情報の保護について定めております。活動の種類によっては、個人情報を取得することもあるため、その扱いについては適切に行うこととしております。

最後に、附則の中で協働のまちづくり条例を廃止することをうたっております。共創は協働の流れをくみ、さらに進化させるものであるため、このような形としております。

条例の説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。室長、今後のスケジュールがどんなふうになっているのか、説明していただけますか。

○政策推進室長（島田高志君） 2月7日までパブリックコメントをしております。その後、上程をしようというふうに考えておまして、その前に、上程の日数がまだ定まっていないのかな。議会に出す日です。それに向けていこうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（内藤美佐子君） はい、分かりました。

今の時点ですと、この条例について議員の皆さんから意見をいただいてもよろしいということでしょうか。室長。

○政策推進室長（島田高志君） 大丈夫でございます。

○議長（内藤美佐子君） ということですので、今の条例について、理念条例ということでございますけれども、もしご意見等があれば挙手にてお願ひいたします。

いかがですか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

中身ではないのですが、前文の2行目で、長音が行の初めに来ているのはどうなのかなと、禁則文字だと思うのですが、文章を作るほうとしてどうなのかなと。

○議長（内藤美佐子君） 室長。

○政策推進室長（島田高志君） ありがとうございます。

これちょっと担当と協議して、直したいというふうに思います。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

あともう一つ、その前文の中で2段落目のほうで「アイディア」なのですが、ここら辺も文章を書くときとかいうか、ルールって決まったものはないらしいのですが、「アイデア」なのか、「アイディア」なのかというところで、いろいろあるらしいのです。ほかにも英語なのか、外来語なのかというところで、この「アイデア」、「アイディア」って、どうして「アイディア」にしたのかなと。

○議長（内藤美佐子君） 室長。

○政策推進室長（島田高志君） 度重なるご指摘ありがとうございます。ちょっとこの辺の書き方は統一をしたいと思いますので、「アイディア」なのか、「アイデア」なのかというところは、文書法規のほうとご協議したいというふうに思っています。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。ほかにはないですか。

ほかには。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

協働のまちづくりの活動を進めていただいていたときの先ほど説明がありました週末ほっとワークスと

か、様々あるわけですが、共創のまちづくりの事業形態になったときに、活動的に残るものもあるというふうにも伺っているのですが、継続されるものと、もう行わないものがあるようでしたら、教えてください。

○議長（内藤美佐子君） 室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

協働に関しましては、自治安心のほうが行っていますので、残るものもあるというふうには考えておりますけれども、既存の協働のまちづくりネットワークが残した分科会のようなものは残っていくというお話を聞いております。現在もうちでやっているのは、政策研究であるとか、企業を巻き込んだり、学識を入れたりしているものはそのまま進めていきたいというふうには思っていますし、世界農業遺産であるとか、ガーデンツーリズムなんかにつきましても残っていくというふうには考えております。

住民を巻き込むことをどうしようかというふうには考えておりますが、住民を巻き込んで町と連携しながらやっていくというのは、今後自治安心と政策推進室のほうでやっていければなというふうには思っていますので、既存残るもの、細かい指摘はできませんでしたが、あるというふうには考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、5点目の共創のまちづくり条例についての説明、また質疑は終わらせていただきます。

以上です。

暫時休憩します。

（午後 1時22分）

---

○議長（内藤美佐子君） 再開いたします。

（午後 1時22分）

---

#### ◎議会運営委員会

○議長（内藤美佐子君） 協議事項は5点、これで終了いたしました。

次に、報告事項ということで、まずは議会運営委員会委員長よりご報告があります。報告事項ですよ。

よろしいですか。報告事項をお願いいたします。

久保委員長、お願いいたします。

○議会運営委員長（久保健二君） すみません。議会運営委員会から1点、報告と言うよりも、3月定例会に向けまして、予算特別委員会のまたここで正副委員長決めというのを皆さんにご協議いただいております。

あとは進行のほうはまた議長のほうでいいですか、お願いして。

○議長（内藤美佐子君） はい、承知いたしました。

○議会運営委員長（久保健二君） よろしく願いいたします。

〔「資料請求」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） それ、後でいいですよ。先のほうがいいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） はい、分かりました。

○議長（内藤美佐子君） では、久保委員長、もう一度。

○議会運営委員長（久保健二君） では、先にまずいつも特別委員会設置前に毎年度資料請求のほうを皆さんに会派ごとをお願いしていると思うのですけれども、今回日付のほうがありませんので、24日、臨時会の日までに会派のほうでまとめて、また必要な資料請求のほうをお願いできればというふうに思います。

○議長（内藤美佐子君） 時間は。

○議会運営委員長（久保健二君） 時間は5時までで大丈夫ですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（久保健二君） 17時までということをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） ほかに報告はないですね。

○議会運営委員長（久保健二君） はい、ないです。

○議長（内藤美佐子君） では、今、議会運営委員会委員長より予算特別委員会の正副を決定していただきたいという旨お話がございましたので、ここで決めさせていただきたいと思います。

予算特別委員会、まずでは自薦から行きますか。自薦で我こそはという方がいらっしゃれば手を挙げていただきたいと思いますが。他薦になっても大丈夫ですか。

では、自薦ではちょっと手が挙がらないようなので、他薦ということではいかがでしょうか。

まずは委員長を決めていただいて、副を決めていただくという形にしたいのですけれども、この期になって予算・決算委員長をやった人ってどなたでしたっけ。手挙げますか。手を挙げてみますか。予算・決算。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） そうそう、吉村議員やっている。吉村議員やって、小松議員やって、本名議員。3人だけか、今のところ。そうですね。では、それ以外の。

〔「コロナでできなかった」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） コロナでできなくて、すみません。

暫時休憩します。

(午後 1時25分)

---

○議長（内藤美佐子君） では、再開いたします。

(午後 1時29分)

---

○議長（内藤美佐子君） 今、協議の上、予算特別委員会、これは正副ですけれども、正の委員長に菊地議員、副委員長に池上議員ということで皆さんからご承認いただきましたので、そのように進めていきたいと思えます。

久保委員長、ほかに何かありますか。お願いします。

○議会運営委員長（久保健二君） では、すみません。引き続きでご報告というか、まず今、ご協議いただきまして、委員長に菊地議員、そして副委員長に池上議員ということで決めていただきましたので、3月定例会、よろしくお願ひいたします。

また、あとこれ報告と言うよりも、この後、今日全員協議会が終了後に議会運営委員会が開かれるのですけれども、そこでまた委員会の場で各委員に諮る話であります、一応先日行われました正副議長と町長の打合せの中で、皆さん、この後、議会運営委員会の場でまたどのような話になるか分からないのですけれども、一応課別ごとということで、科目ごとに行われるということでお話は執行側のほうにはしていただいているみたいなのですが、また変更があった場合は皆さんにご報告させていただきますが、この後、議会運営委員会のほうできちんとした協議の上、皆さんにまたご報告させていただければというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

では、議会運営委員会の報告はこれで終了とさせていただきます。

何かほかに報告するようなことありますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

---

### ◎その他

○議長（内藤美佐子君） では、5番目のその他に移っていきたくと思えます。

その他、議員の皆さんのほうから何かございますか。

〔「その他じゃないんだけど」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員、その他でお願いします。

○議員（吉村美津子君） すみません、一応総務常任委員会で明日視察に行く内容をちょっと、伊奈町とそれから隣のふじみ野市のほうにワゴン車、町内循環バスについて……

〔「委員長が行くように」と呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） 言ったのだ。ただ、今日、明日でやっぱり総務常任委員会は入っていると分かるけれども、入っていないと分からないから、ちょっとそういうのは共有しておいたほうがいいかなと思ってお話しさせていただきました。

○議長（内藤美佐子君） 増田委員長、お願ひいたします。

○総務常任委員長（増田磨美君） 増田です。

明日総務常任委員会で視察に、今、副委員長からお話があったように行ってきます。すみません。この後、総務の方、ちょっとだけ終わったら残っていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

では、その他もこれで終わりなのですが、事務局からありますか。

お願いします。

○事務局長（郡司道行君） 事務局からは1点、今度臨時会の関係でちょっとご連絡したいと思います。

1月24日の令和7年第1回まで入っているのですが、お開きしていただくと、臨時会の議案の送付されました。もしよろしければこちらでちょっとダウンロードをお願いできればと思います。

すみません。共有がちょっとできないものですから、その中で02、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、こちらを開けていただくと、1ページ、2ページ目です。こちら第1条のほうで、議員報酬及び費用弁償等に関する条例、こちらのほうで議員の期末手当の改正が行われて、0.1そちらのほうで支給率が上がるような形になります。こちらなのですが、こちらの部分に関しては昨年の12月1日適用になりますので、今回の補正の7号の計上対象になります。

なお、議員報酬についてはという第2条の関係については、4月1日からの適用になりますので、まずこちらの議案が1つ上程されるということと、これに伴いまして、07-01、令和5年度三芳町一般会計補正予算（第7号）なのですが、分かりやすいのは07-02の参考資料のほうを開けていただいて、1ページ、2ページ目です。2ページ目に議会費ということで、職員人件費00001、給与改定によるということ、こちらは主に職員のもので43万7,000円、その下の00003の議会運営のほうで議員期末手当支給率改定によるということ、45万1,000円、トータルで88万8,000円の増額の計上を補正予算で計上しております。

議会に関する条例及び補正予算に関しては以上となります。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか。一応説明がございました。

あと、報酬のほうは4月以降なので、本予算ということですかね。

○事務局長（郡司道行君） はい。

○議長（内藤美佐子君） はい、承知いたしました。

今の件、何か確認したいことありますか。

局長、どうぞ。

○事務局長（郡司道行君） あと、議員報酬に関しては、今度3月議会で新年度予算の計上があると思うのですが、そちらの計上のときに改定に伴ったものが出てくると思いますので、よろしくをお願いします。

あと、なお総務の常任委員長から先ほどお話あったのですが、もしよろしければ皆さんのほうの資料でもカレンダーで見ていただくと、22日に総務の常任委員会ということで、どんなことを聞きに行くのかなというのは分かりますので、それを確認していただくと、あと総務の常任委員会さんは申し訳ないのですが、明日8時半集合になっているので、8時25分ぐらいに北口の玄関へ集合してください。

事務局からは以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか、今の件。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） もう質疑もなしでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、これで全員協議会全ての次第が終わりました。

本日の全員協議会はここで終了とさせていただきます。  
マイクを事務局にお返しします。

---

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、細谷副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（細谷光弘君） 皆様、昨日だと大分暖かかったのですが、今朝は本当に寒い中、早朝より皆様には今年初めての全員協議会ということでお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の協議事項につきましては5件ということで、その中で三芳町地域防災計画につきましては、来月の20日の5時までに事務局のほうに会派ごとに意見をまとめていただいて、また会派に入っていない方は個人で出していきたいと思っております。よろしく願いします。

また、予算特別委員会のほうで1月24日までに来年度、令和7年度の予算につきましては資料請求については、時間は……

○議長（内藤美佐子君） 5時です。

○副議長（細谷光弘君） 5時までに会派でまとめていただいて、出していきたいと思っております。予算特別委員会のほうの委員長、副委員長につきましては、菊地議員が委員長、そして池上議員が副委員長ということで快く引き受けていただきまして、本当にありがとうございます。スムーズに予算のほうもいけばなというふうに思っております。

本当に皆さん、新年会等ここでいろいろな人に会う場所が多いと思うのですが、インフルエンザ等大変はやっております。そういったことにうつらないように気をつけていただいて、24日の臨時会のほうに挑んでいただければと思っております。

本日は本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

（午後 1時38分）